

平成24年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成24年3月6日金曜日（午前10時開会）

出席議員（15人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

欠席議員（1人）

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	三 岳 昭
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	原 清 子
住 民 福 祉 課 長	中 尾 剛
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	下 田 勝
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	住 吉 克 己

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針説明及び行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 同意第1号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第7 議案第1号 平成23年度川棚町一般会計補正予算（第5回）
- 日程第8 議案第2号 平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第9 議案第3号 平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第4号 平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第11 議案第5号 平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）
- 日程第12 議案第6号 平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第13 議案第7号 平成23年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第14 議案第8号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 川棚町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第14号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 字の区域の変更について（五反田郷）
- 日程第25 議案第19号 長崎県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただ今から、平成24年3月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。田崎一幸議員からは欠席の申し出がっております。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、小田成実議員及び田口一信議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から3月26日までの21日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月26日までの21日間と決定しました。なお、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る1月29日に平成24年川棚町東京川棚会がアルカディア市ヶ谷で開催されております。今回は、東京及び近隣にお住まいの皆さん、約60名の方々が参加をされました。来賓に、川棚町長と私議長、そして産業振興課長、波佐見町、東彼杵町、大村市の東京会の会長さんが出席され、町長より町の近況報告の後、引き続き総会、その後懇親会に移り、それぞれふるさと川棚の思い出話など、和気あいあいの中で多くの参加者が一年ぶりの再会を楽しんでおられました。

次に2月20日、第63回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催されております。自治功労者への表彰伝達のと、議事に入り、平成22年度の決算承認と平成24年度事業計画ならびに予算の決定と総会決議を行っており

ます。その他、諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が、12月の定例会以降、主に私が出席した会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から平成23年度11月分、12月分、1月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書及び平成23年度定期監査報告書が提出をされておりますので、後ほどご一読願います。

以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に、日程第4、施政方針及び行政報告を行います。町長から施政方針の説明及び行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに平成24年川棚町議会3月定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、まずは行政報告をさせていただきます。

行政報告は3つございまして、まず災害時の相互応援に関する協定の締結についてでございます。

災害時の相互応援に関する協定の締結につきましては、去る8月18日に東彼三町と嬉野市との調印を行ったことをご報告申し上げたところでございますが、その後12月2日に国土交通省九州地方整備局との大規模な災害時の応援協定の締結を行い、今月2日には茨城県東海村との災害時の相互応援協定の締結を行ったところでございます。茨城県東海村には、東日本大震災の災害派遣として、農業施設の復旧にかかる業務に昨年8月から11月までの4ヶ月間、4人の職員を派遣したところでございますが、この派遣に対しまして、1月23日に東海村長が来庁され、お礼のための表敬訪問を受けたところでございます。そして、その訪問の際に、これを機に災害時の相互応援協定を締結し、さらなる交流を図っていただきたいとの申し入れがあったものでございます。東海村は皆様方もご承知のように、原子力研究施設がある村として、全国的にも有名でございますが、行政面積は本町とほぼ同じで、37平方キロメートル、人口はおよそ3万8千人でございます。村の花はスカシユリで茨城国体での開催種目はホッケー競技でございます。村内にある茨城県立東海高校もホッケーがさかんな学校のようにございます。このように川棚町との共通点、類似点が

あり、災害時の応援のみならず今後、人的交流を行うことによって町の活性化を図ってまいりたい所存でございます。

次に、長崎県原子力災害対策暫定計画についてでございます。このことにつきましては、テレビや新聞等で報道されたところでございますが、福島での原子力発電所の災害を踏まえ、玄海原子力発電所での同様の災害が発生した場合に備え、この度、長崎県独自の原子力災害対策暫定計画が策定をされたところでございます。そして、この計画の中で、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、30km圏内に入る松浦市の住民の方々が東彼杵郡三町に避難するという計画が示されたところでございます。この計画は6月に策定される長崎県地域防災計画までの暫定的な計画とのことでございますが、松浦市の人口はおよそ2万5,500人でございます。この方達が東彼三町に避難してくるようになりますと、町職員の対応は当然でございますが、住民の皆様方にも協力をいただく必要が生じてまいりますので、今後、十分協議検討を行い、受け入れ体制を整備していかなければと、このように考えているところでございます。

3つ目は、川棚警察署長との暴力団等排除対策に関する協定の締結についてでございます。去る3月2日に川棚警察署長と暴力団等排除対策に関する協定の締結を行ったところでございます。これは町が行う各種契約から、暴力団及び暴力団員を排除し、契約の適正な履行を確保することを目的として、本年2月1日に川棚町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱を制定したことによるものでございます。川棚警察署長との協定の締結によりまして、契約者が暴力団等に関係していないかなどの照会ができ、また各種契約から暴力団を排除することは、暴力団の資金源を断つことにもつながることから、安全安心なまちづくりの推進につながるものと、このように期待をしているところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。引き続き平成24年度の町政運営についての所信と、新年度予算案について、その概要をご説明申し上げます。

お手元に町長説明書が配布されていると思いますので、それをご覧いただきたいと存じます。

平成24年度の各会計予算をはじめ、条例の制定と一部改正、その他の議案をご審議いただくに当たり、町政運営についての所信と新年度施策についての説明を申し上げます。

さて、我が国の景気につきましては、一昨年10月の急速な円高のあとの東

日本大震災の影響により、以前として厳しい状況にあり、2月の月例経済報告においては、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているとされております。

長崎県内の景気につきましては、持ち直しの動きが続いているものの、海外経済の減速の影響が見られるとされているほか、昨年12月の有効求人倍率も緩やかな改善傾向にあり、前月を0.02ポイント上回る0.64倍となっておりますが、依然として厳しい雇用、所得環境が続いていると、このようにされております。

このような状況の中、国の平成24年度予算編成の基本方針が昨年12月16日に、また、平成24年度予算の政府案が同月24日にそれぞれ閣議決定されましたので、これを受け本町の新年度予算を編成したところでございます。

予算編成にあたっては、町税収入の伸び悩みや、東日本大震災の影響による地方交付税を含む地方財政計画におきまして、通常収支分と東日本大震災分とに組み分けての編成となり、地方交付税、各種譲与税等の増収を見込むことができないことなどから、確実な収入額の見込みができない状況に加え、社会保障経費の上昇による義務的経費の増加傾向などにより、大変厳しいものになっております。

昨年3月、新たな町づくりの指針を定めた第5次川棚町総合計画をスタートさせ、これからの将来展望として、「住まい理想のまち川棚」から「自然を愛し、暮らし輝くまち」を掲げ、「あなたが主役の町政を」のスローガンのもと、町民の皆様の意見や要望を聞きながら、各分野における具体的施策を展開していく所存でございます。

それでは新年度の主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉環境の充実につきましては、地域見守りネットワーク体制の整備を図り、援助を必要とする方々への情報伝達手段や、避難体制を構築し、災害発生時に適切な支援が行えるよう、平常時からの援助体制の充実に努めます。これまで以上に地域の安心安全体制を強化することができるよう努めます。

子育て支援の充実につきましては、保育所の第2子無料化制度の継続に加え、乳幼児のおむつ処理の一助として、ごみ袋を無償で配布し、更なる子育て支援

に努めてまいります。

保健医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等、各種検診事業において疾病の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、予防接種事業等に取り組んでまいります。なお、国民健康保険事業、介護保険事業につきましては、これまで以上の安定的な運営に努めてまいります。

また、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実に努め、高齢者や障害を持った方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通、情報ネットワークの整備につきましては、長年の懸案事項でありました数石の臨港道路が、この夏までには開通の運びとなりますので、新年度からは町道東臨港線の拡幅改良工事を行うことと致しております。

また、高齢化の進行やバス路線の廃止等により、公共交通網の整備が急務ですが、東峠線が今年9月末で廃止されますので、それまでには、公共交通体系確立のための実証運行ができるよう努力してまいります。

現在、アンケート調査が終了し、その分析を行っているところでありますが、平成24年度中には実証実験を実施し、新システムを構築することができるものと考えております。

快適で住み良い環境づくりには、上下水道の整備が不可欠であります。これまで、簡易水道事業を猪乗川内地区と木場地区におきまして、事業展開してまいりましたが、新年度から猪乗川内地区を上水道事業に経営を統合し、安定的な事業運営に努めてまいります。加えて、上水道の第7次拡張事業におきまして、急速ろ過池の整備など、山道浄水場の整備に努め、これまで以上に安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

下水道等の整備につきましては、栄町地区の雨水排水の改善のため、栄町JR川棚駅周辺排水整備事業を実施致します。また、公共下水道事業の現認可区域の整備率が、平成24年度末におきまして90%となることから、東小串の一部、西小串、惣津地区への事業拡大のための変更認可業務を実施致します。

また、公園、緑地の整備につきましては、川棚港環境整備事業に係る埋立工事が完了の段階となっておりますので、その活用策につきましては、当初計画のとおりスポーツ施設の整備について、これまで以上に強く県に要望していき

たいと考えております。

安全、安心の確保につきましては、農村災害対策整備事業について、このたび補助事業の採択を受けましたので、新年度から着手し、平成28年度までの完成を目指して、防災無線の更新と緊急避難路整備等の事業を実施することに致しております。

消防関係では、平成23年度に引き続き、ポンプ車の更新を計画致しております。なお、新年度は8月に行われます長崎県消防ポンプ操法大会に第7分団が東彼杵郡代表として出場致しますので、その所要額を計上致しております。

また、本町が行う物品の購入、業務委託や役務の提供などのすべての契約から暴力団等を排除し、契約の適正な履行を確保するために必要な事項を定める要綱を制定したところであります。その制定を機に先程申し上げましたように川棚警察署長と暴力団等排除対策に関する協定を締結致しまして、暴力団等に対する情報交換等を行い、連携を図ることと致しております。

これによりまして、物品の購入など町の全ての事業に暴力団関係者が関わっていないか警察に照会することができることとなりますので、警察と連携を強化し、安心安全な町づくりを構築していくことと致しております。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育む町。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ、レクリエーション活動の進行に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、耐震化が完了致しましたので、新年度は川棚小学校運動場改修工事と川棚中学校運動場改修工事を予定しているところであります。

平成26年開催予定の長崎がんばらんば国体のホッケー会場となります大崎自然公園交流広場につきましては、ホッケー競技以外にもグラウンドゴルフやフットサルにも使えますので、くじゃく荘やしおさいの湯との連携を図り、スポーツ合宿等の誘致や各種大会の開催など、交流人口の拡大を図り町の活性化に努めてまいります。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業の振興や商工業、観光の振興が重要な課題であり、全力で取り組んでまいります。

農林水産業の振興のひとつとして、農村災害対策整備事業を実施予定であります。県営事業と団体営事業に区分しての実施となっており、農業施設につきましては、平成24年度から測量、設計に取り掛かることとなり、農業用ため池の改修、用排水路の整備などを予定を致しております。

県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、町民皆様方の期待も多く、新年度において実施設計を行い、用地買収が予定されておりますので、事業が円滑に進捗しますよう、関係者の皆様方の御協力をよろしく願います。

水産業の振興につきましては、漁村再生交付金事業で整備致しました惣津漁港関連施設が完成致しましたので、引き続き新年度からの三越漁港の整備に取りかかることに致しております。

また、これまで延び延びとなっております白石港の整備につきましても、県営事業で実施していただくことで県への建設事業負担金を予算化しております。

商工業の振興につきましては、まずは川棚町の顔である駅前商店街の活性化が、すなわち町の活性化につながるものと考えております。

平成23年度において、栄町自治会と商店主が中心となって開催された100縁翔店街事業では、大いに賑わいを見せたところでありますが、これが一過性で終わらないように、今後は長崎県の補助を活用し、支援を行うよう努めてまいります。

企業誘致につきましては、川棚町企業立地推進本部を中心に、県の企業振興立地推進本部との連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

また、観光事業の活性化を図るための方策について、現在、長崎県立大学及び長崎国際大学との連携により、調査研究を進めておりました。新年度中に具体的な観光振興策についての提案をいただくことになっており、期待をしているところでございます。

昨年末に、各地区総代さんからいただきました環境整備についての各種要望につきましては、財政状況が非常に厳しいところではあります。積極的に取り組んでいきたいと考えております。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共

有化を図ることが重要であります。また、近年自治会加入率が低下しており、各地区ともその対応に苦慮されているようであります。そこでコミュニティ活動の支援の一つとして、職員の地区担当制について調査研究を行い、その実現に向けて努力致します。

効率的、効果的な行政運営を行うための施策の一つとして、新電算システムの導入に向けて準備を進めてきておりましたが、去る1月23日に新システムへの移行を済ませ、本稼働の運びとなったところであります。

このシステムの本稼働にあわせ、税、料金のコンビニ収納に対応するようシステムを構築しております。収納率の向上と住民の利便性確保に役立つものと期待を致しております。なお、波佐見町、東彼杵町とも同一のベンダーによる基本システムとなっていることから、今後、東彼三町での共同運用等についても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

長年の懸案事項であります石木ダム建設につきましては、現在、国に事業認定が申請され、これから九州地方整備局で公益性が審査され、行政処分が行われる予定となっております。また、県では、国から要請がありましたダム事業の検証に関しまして、事業を継続するという対応方針を決定し、昨年7月に国に報告されております。

国においては、県が提出した対応方針について検討手順や手法の審査を行い、有識者会議の意見を聴取したうえで、事業実施に係る対応方針が決定される予定となっております。

なお、県はダム本体工事着工の一年先送りを決定しておりますが、完成は予定どおり平成28年度とのことであります。

続きまして、平成24年度予算と具体的施策について説明を致します。

平成24年度予算の概要であります。一般会計におきましては、前年度比3.9%減の総額52億9,000万円となっております。

これは大崎自然公園交流広場と養護老人ホームひさご荘が平成23年度までに完成したことや、子ども手当から児童のための手当への制度改正を見込んでの所要額となることから、減額となったものであります。

まず、歳入であります。町税では個人町民税につきましては、年少扶養控除制度の廃止などにより増収が見込まれ、前年度比5.3%増、4億5,103万円と見込んでおります。町税全体では、固定資産税の落ち込みにより1.

7%の微減となっております。

国庫支出金の減少については、児童のための手当の制度改正による国庫負担額の減少によるものでございます。

県支出金の減少につきましては、労働費補助金において雇用創出費にかかる補助が平成23年度限りとなったことや、農業費補助金のイノシシ緊急対策事業に係る補助金の減少によるものが主なものでございます。

地方交付税のうち普通交付税では、地方財政計画が示されていない状況での予算編成となりましたので、平成23年度決算見込みを参考として微増と見込み計上しております。

なお、町債につきましては、財政上の収入と支出との年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保するための調整を念頭に、交付税措置があるもの、臨時財政対策債を中心に見込み、前年度比17.9%増の4億4,150万円を計上致しております。起債残高の圧縮に今後も努力し、健全財政運営に意を用いてまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましては、大きく締める19節負担金補助及び交付金の減少をはじめ、15節工事請負費、20節扶助費も減少しているところでございます。

このことにつきましては、先程も申し上げましたように大型事業でありました大崎自然公園交流広場の完成、ひさご荘の建て替えに伴う福祉組合分担金の減少、子ども手当から児童のための手当への制度改正による交付額の減少、県の補助事業でありました雇用対策事業の大部分が廃止されたことなどによるものでございます。

これに伴いまして、臨時的経費の減少となっておりますが、児童のための手当につきましては、地方負担は増加しておりまして、義務的経費の割合が増加しており、そのための必要な措置を講じているところであります。この傾向につきましては、今後も続くものと推察を致しております。

続きまして、個別の具体的な施策について説明致します。

2款総務費における主な事業と致しましては、去る12月議会において可決いただきました川棚町役場庁舎建設基金条例に基づく積立金として5,240万円を計上している他、人事評価制度の導入に向けた人事評価制度構築支援業務委託料、長崎がんばらんば国体の開催に向けての国体事業費1,310万8

千円を計上致しております。

長崎国体につきましては、これまで教育委員会内に国体準備室を設置し、準備を進めてまいりましたが、この度、実行委員会発起人会が開催され、平成24年4月に実行委員会の設立の運びとなりますので、町長部局に国体推進室を設け、万全な準備を整えるよう努めてまいります。なお、その所要の経費につきましては、総務費に計上しているところであります。

本町では、ホッケー競技が開催されることとなっております。平成25年度には長崎がんばらんば国体リハーサル大会として、全日本社会人ホッケー選手権大会が予定されておりますので、その準備に最善の努力を払います。

3款民生費においては、平成23年度から進めている災害時における要援護者の支援を行うための地域支え合い事業費に250万7千円、児童福祉における新たな子育て支援策として、出生児から3歳到達までの乳幼児に対する紙おむつ処理用ごみ袋の無償配布の経費78万円を計上しており、また、児童のための手当に係る経費として総額2億5,728万円の扶助費を計上致しております。

児童のための手当について、制度改正を見込み中学生までの子どもを対象にするとともに、所得制限を超える方々へも給付するよう所要の予算措置をいたしております。児童手当法の改正案の成立が、国会運営の混乱により微妙な状況ではありますが、1月末時点の国からの情報に基づき、住民生活に影響が出ないよう万全を期し、予算編成を致しております。この制度改正により民生費における扶助費の減少となっているところであります。

平成23年4月から実施した第2子以降の保育料無料化につきましては、新年度においても一部対象者を除き、原則、無料化を継続することといたしております。平成23年度中途から保育所の入所者数が増加しておりまして、一定の子育て支援ができていたものと判断致しております。

また、平成24年度の保育所運営費の算出につきましては、入所者数を定数から実績数へと切り替え、平成23年度実績に基づき計上しておりまして、歳入、歳出とも増加となっているところであります。

4款衛生費における事業といたしましては、子宮頸がん予防ワクチンをはじめとする予防接種事業費に4,365万6千円を計上している他、健康教育及び各種検診等の町民の健康増進のための経費として、4目健康増進費に3,0

88万円を計上致しております。

平成23年度から導入致しました子宮頸がん予防ワクチンの無料接種につきましては、平成24年度から中学1年生を対象に実施することと致しておりますが、平成23年度における接種漏れの方々の接種につきましても対応することと致しております。

5款労働費においては、県の緊急雇用関係事業が一部を除いて廃止されたことにより、前年度から4,328万円減と大幅な減少となっておりますが、平成24年度はスポーツ交流人口拡大のための事業に取り組むものであり、平成23年度において整備いたしまして大崎自然公園交流広場におきまして、スポーツと観光の融合が図られ、交流人口の拡大、交流が活発化するよう施策を展開できるよう取り組んでいきたいと考えております。

6款農林水産業費においては、県営事業、基幹農道川棚西部地区が本格的に着手されることから、これに係る地元負担金が増加となっております。その他一部県営事業である農村災害対策整備事業にも着手することなどから、5目農地費に前年度よりも2,626万9千円増の8,363万4千円を計上しております。また、3年に一度開催している、ふるさと産業まつりの経費として120万円を計上致しております。

7款商工費では、3目観光費の予算額が前年度を大幅に下回る1億9,168万3千円減の6,933万円となっておりますが、これは平成22年度から建設していた大崎自然公園交流広場が平成23年度に完成したことによる工事請負費の減少によるものでございます。

8款土木費においては、社会資本整備総合交付金事業として、町道東臨港線歩道新設工事、町道中小串線改良舗装工事を進めるほか、住民生活に欠かせない生活道路の整備充実を図るため、2項道路橋梁費において前年度よりも5,324万8千円増の1億1,661万3千円を計上しているところであります。

9款消防費におきましては、広域常備消防等の負担金として1億6,515万7千円を計上している他、平成23年度に引き続き、消防ポンプ車の更新を図っていく予定であり、それに要する経費を計上致しております。また、第7分団が長崎県消防ポンプ操法大会に出場するための経費として、457万円を計上致しております。

10款教育費の主な事業としては、2項小学校費において、川棚小学校運動

場の排水対策を図るための改修工事を予定しており、3項中学校費においては、教科書改訂に伴う指導書及び副読本等の購入費と老朽化した机椅子を教科書のAサイズ移行に対応した規格のものに更新するための経費、合計681万8千円を学校教材等充実事業費として計上しているほか、中学校のテニスコートグラウンドの改修工事を予定致しております。

また、町立小学校において、発達障害や不登校の不応児児童生徒が見受けられ、教職員もその対応に苦慮されていることが見受けられますので、スーパーバイザーをお願いし、不応状態を改善するための適正な指導を行っていただくよう、所要額を計上致しております。

なお、平成23年度は6項保健体育費において、予算措置をしておりました長崎国体事業費については、2款総務費へ組み替えましたので廃目となっております。

12款公債費につきましては、前年度よりも2,804万5千円減の7億4,318万5千円となっております。

県営事業負担金につきましては、経営体育成基盤整備事業の基幹農道川棚西部地区や土地改良五反田地区、農村災害対策整備事業、臨港道路整備事業、県道大崎公園線改良事業が予定されておりました、事業費に応じた地元負担金を計上しているところでございます。

また、平成23年度に予算措置をいたしました事業のうち、繰越事業として新年度に執行することと致しました事業は、1、強い農業づくり交付金事業、2、町道東臨港線歩道新設工事、3、公立学校施設整備事業となっております。

なお、各地区よりご要望をいただいております環境整備事業につきましては、前にも申し上げましたように、地域活性化や地元経済の活性化にもつながるよう最大限努力し、予算措置をいたしているところであります。

東日本大震災を受けての国の公共事業も厳しい状況であるとともに、景気が低迷する中であって、国の方向性が見えない状況ではありますが、町民の皆様が快適で安全に、安心して暮らせるまちづくりに努め、自然を愛し、くらし輝くまちを目指して町政を進めてまいりたいと考えております。

新年度も明るく元気のあるまちづくりのために、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、御協力をよろしくお願いを致します。

以上で、町政運営についての所信と、平成24年度予算の概要等についての説明を終わらせていただきますが、議案の内容につきましては、提案の都度説明致しますのでご審議の上、ご決定下さるよう、よろしくお願い致します。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は別紙のとおりでございます。

議 _____ **長** 次に、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由をご説明致します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、法務大臣が委嘱することとなっておりますが、市町村長は同条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち琴見ヶ丘の宮崎正則氏が、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。

宮崎氏は白石郷1125番地8にお住まいで、昭和18年11月2日生まれの68歳でございます。小学校教諭として39年間の職歴があられ、平成12年4月1日から平成16年3月31日までは、波佐見町立南小学校校長をお勤めになられ、現在は長崎短期大学教授の職にあり、人格、私見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

議 長 討論なしと認めます。これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、これを適任者と認めるとの意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第6、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案の理由をご説明致します。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、その任期は3年でございます。3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出をしているところでございます。

そこで今回、現職の委員であります山口博昭氏の任期が平成24年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は、川棚町百津郷591番地3にお住まいで、昭和24年9月7日生まれの62歳でございます。また、同氏はこれまで7期21年間、委員を務められ固定資産評価の審査について、豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断致しますので提案致します。なお、任期につきましては平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となります。

以上、提案致しますので、ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしくお願い致します。以上、提案致しますので、ご審議の上ご同意下さいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」については、同意することに決定を致しました。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第7、議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算(第5回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算(第5回)」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正予算の規模と致しましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,844万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,200万円にしようとするものでございます。あわせて地方債の補正を行うものでご

ございます。また、繰越明許費につきましては、今回、補正で計上致しました強い農業づくり交付金支援事業他、3件を繰り越すことと致しております、その事業につきましては、第2表繰越明許費のとおりでございます。

本補正の主なものと致しましては、役場庁舎建設基金費がございます。ふるさと創生基金から7億円を取り崩し、役場庁舎建設基金へ積み立てようとするもの、そして水道会計から事務所使用料と受け入れております240万円を加えての計上となっております。また今回、国の第4号補正予算により採択見込みとなっております強い農業づくり交付金支援事業は、アスパラ計量結束機導入事業にかかるものでございまして、県の補助事業から国の補助事業に予算の組み替えを行うものでございます。その他、詳細につきましては企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは私の方から、議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の内容について、説明致します。

歳入歳出予算の補正と致しまして第1条に掲げておりますことは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,844万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,200万円とするというふうにしております。予算規模と致しましては、先程町長が申しましたように、庁舎建設基金の積立等がありますので、大きな数字となっております。事業年度の決算時期を迎えておりました、不用額ならびに事業がなかったもの等についての決算見込みとしての減額措置が多くあっておることも影響しておるところでございます。

後は、第1表歳入歳出予算補正による中での事項別明細書の方で説明をさせていただきます。歳出から説明をさせていただきますが、先程申しましたように経常経費の過不足調整等もありますが、大部分は決算見込みの減少でありまして、その点説明を省略することがあろうかと思いますが、ご承知おきをいただきとうございます。41ページ、42ページからの説明とさせていただきます。

1款1項1目、議会費でございまして、不用額の減額でございます。大部分は委員会における研修等の経費が大部分でございまして、決算見込みということでございます。次のページに移らせていただきます。

2款1項1目、一般管理費でございます。これからは人件費等の補正も各所に上がってきます。これは給与条例の改正によるもの等が主でございますので、説明は省略することとなりますので、その点もご理解をお願いしとうございます。一般管理費につきましては、需用費、委託料繰出金等も決算見込みとして減額処理をしておるところでございます。庁舎管理費につきましては、工事請負費等の落札減によるものの減少でございますが、一部、議場の自動ドアの修繕等がございましたが、予算額としては減額となっておりますのでございます。

4目、会計管理費につきましては、コンビニ収納の手数料の措置をすべき状況でありますので、2月、3月の収納分を見込み計上として計上しておるところでございます。

6目、企画費でございます。一般企画費44万円の減額でございますが、これは公共交通の体系構築のためのコンサルタント委託料の落札減及び郵便料等の決算見込みでの減額となっておりますのでございます。ふるさと創生基金、国際化推進事業を決算見込みからの増と減というかたちでございます。

7目、電算管理費でございますが、ここも決算見込みでの減額でございます。大きくは電算開発費の520万円の減額でございますが、データ移行の委託料での減額、臨時職員での対応等を行って手法を変えたための計上の調整でございます。光ブロードバンド基盤整備事業費の50万円の増額につきましては、申し込みの件数が今伸びておりまして、60件ほどの工事費を計上しておるところでございます。それが260万円の増額となりまして、光ブロードバンド基盤整備事業としましては、50万円の増額というかたちで、後の差額につきましては落札減と決算見込み減等でございます。

8目、諸費でございますが、いずれも決算見込みでの減額となっております。

10目、財政調整基金費では、減債基金費と致しまして2千万円増額をしております。これは今回の補正で財源調整ができましたので、財源の工面ができましたので2千万円積み立てておるところでございます。

11目、地域振興基金費の地域振興基金でございますが、一般寄付の積み立てでございますが、町内の企業から大口の寄付をいただいております。その分を受け入れての寄付となっております。歳入でも上がってきておるところでございます。下の下水道基金費につきましては、利息分でございます。

2款1項13目、15目につきましては、土地開発基金費につきましては

は、利子の積立でございます。役場庁舎建設基金費につきましては、ふるさと創生基金からの取り崩しを7億円受け入れて、それに加えて水道事業からの事務所借り上げ分相当額240万円を合わせ積み立てようとするものでございます。受け入れについては、事前に予算措置はしておりまして、7億だけが今回、受け入れるかたちでございます。

2款2項1目、2目、税務総務費、賦課徴収費につきましては、決算見込みでの増と減ということで計上しております。先に進ませていただきます。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、ここも決算見込みで不足額の計上としておるところでございます。

2款5項2目、統計調査費、これにつきましては委託金の収入見合いに応じた減額ということでございます。次のページに移らせていただきます。

3款1項1目、社会福祉総務費、地域福祉基金費につきましては、寄付実績に応じた積立でございます。その下の介護保険事業費から後期高齢者医療保険療養給付費までの4つの事業費につきましては、特別会計の補正に伴うものとしての今回の補正となっております。一番下の保険療養給付費につきましては、19節での後期高齢者広域連合への支払に伴うものでございます。

2目、障害者福祉費でございます。障害者福祉費につきましては、年間給付見込みによる調整額でございます。主なものと致しましては補装具給付費につきましては増額となっております。車椅子等の国、県の補助を受け入れる額は、制度に則った歳出と見込んでおるところでございます。更生医療給付費につきましては、透析患者の方が亡くなられたことによる減額となっておりますが、他の項目につきましては、増額というかたちで、給付費が伸びているという状況が見て取れるわけでございます。

3目、老人福祉費は、これは家族介護支援事業費として事業を組んでおったわけですが、介護保険の方で対応することとなっております。全ての金額の減額というかたちとなっております。他の制度での対応となっております。

5目、国民年金事務費につきましては、産休職員の発生によりまして、人事異動が途中っております。その調整額でございます。

3款2項1目、児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費の増額があ

りますが、2節の給料のゼロとなっております。このゼロにつきましては、児童福祉総務費の一般財源で対応する職員の人件費一月分が、子ども手当事務費の対応となっておりますところをごさいます、相殺して増減額なしの事業間での動きということをごさいます。給料一月分41万3千円組み替えとなっておりますところをごさいます。特別保育事業費から、その下につきましては県の交付決定を受けて実績に応じての歳出と歳入の計上となっておりますところをごさいます。

2目、児童措置費、これは子ども手当に係るものをごさいます、制度改正を受けての減額というかたちで、全ての4つの事業がそのような状況をごさいます。

3目、児童福祉施設費、町立保育所運営費につきましては、決算見込みからの増額調整をさせていただいて、一部減額をしておりますが調整をさせていただいております。需用費につきましては、ガス代、光熱水費が一年ベースでの使用となるものが、23年度が初めてをごさいますので、見込み額の増というかたちをごさいます。57ページ。

3款3項1目、災害救助費、これにつきましては東日本大震災支援事業費として予定をしておりましたが、避難者の支援は一家族のみをごさいます、その必要額以外は、全て不用額となっておりますところをごさいます。

4款1項1目、保健衛生総務費をごさいます。保健衛生総務費、その下の決算見込みをごさいます、少額は飛ばさせてもらいますが、母子保健事業費も不用額の発生というかたちで減額をしております。これは検診事業等の実績に見合うもので、減額処理をしておりますところをごさいます。

2目、予防費をごさいます、これにつきましても接種実績並びに結核検診の実績に基づく不用額の発生をごさいます、減額処理をしておりますところをごさいます。

4目、健康増進費につきましても、一部国保会計での対応となって、事業費の組み替えをしておりますが、後は決算見込みからの減額というかたちをごさいます。

5の環境衛生費につきましても、決算見込みからの減額並びに特別会計、水道事業費は簡易水道等の特別会計の減額補正によるものをごさいます。

4款3項1目、公害対策費、これにつきましては合併処理浄化槽の設置補助

でございますが、設置見込み数から減少になりますので、その減額処理をしまして、国、県の補助金もその分減るというかたちでございます。

5款1項3目、雇用創出費でございますが、これにつきましても執行残が出る見込みでございます。紫雲会、わがまま気ままな福祉会ということで、介護施設を扱っておるところの実績見込みが出ましたので、それに伴う不用額が発生となっております。65、66ページ。

6款1項1目、農業委員会費、これにつきましては全て不用額、決算見込みからの減額というかたちで先に進ませていただきます。

2目、農業総務費につきましても、人件費の減少でございます。

3、農業振興費、ここでの決算見込みでの調整がまず農業振興費であります。次の園芸ビジョン21対策事業費につきましては、一部、みかん関係の補助事業が調整額としてありますが、大きくはアスパラガス計量結束機導入事業費として、ここに組んでおりましたが、その一つ下、強い農業づくり交付金支援事業費に採択見込みとなったことから、県の指示を受け事業の組み替えを行うというものが一番大きなものでございまして、その分の減額となっております。イノシシ緊急対策事業費につきましては、増額となっております。捕獲頭数に応じて補助を行っておりますが、県の補助も増額とし、歳出の見込みでの補正となっております。また、ワイヤーメッシュ柵の導入事業の追加交付も受けましたので、県の補助10割でございます。その分の同額補正を組まれておるところでございます。強い農業交付金支援事業費につきましては、先程申し上げましたようにアスパラガス計量結束機導入事業が、国の第4号補正予算での措置が見込めることから補正となっております。ただし、これは23年度中には完了する見込みがありませんので、繰越事業として捉えておるところでございます。繰越明許費で計上しておるところでございます。国の補助金、他の二町からの収入とするところでございます。

5、農地費でございます。これにつきまして大きくは農地管理費でございます。建設事業の負担金が主な減額でございます。川棚西部地区の県営事業の負担金、これが2千万円の減額が一番大きゅうございまして、五反田地区の圃場整備、西小串地区の緊急地すべり等保全事業に伴う調査事業の建設事業負担金の増額も含まれておりますが、大きく減額することから減額補正となっております。

おるところでございます。その下は落札減ならびに事業費の見込みから減額となっております。次のページに移らせていただきます。

6款2項1目、林業総務費、ここにつきましては、東彼杵郡森林組合作業用機械導入にかかる補助を補正対応で23年度に掲げておりましたが、その機械の能力のアップを図るために見合わせたところ、23年度中には事業遂行が困難となっております。24年度の事業として計上するため、ここでの減額となっております。県の補助等が絡みまして、県の指示等もありまして、そのような措置をしておるところでございます。

2目、林業振興費、これは決算見込みでの減額という補正で、先に進ませていただきます。

6款3項2目、漁業管理費、これは決算見込みでの減額となっております。三越漁港、惣津漁港に関するものでございます。その下、漁港維持補修費は工事の落札減でございまして、その下の3目、漁港建設費は漁村再生交付金事業費、これも工事落札減等による減額でございます。

7款1項1目、商工総務費、これにつきましては調整額減額でございます。

3目、観光費につきましては、執行残以外は大崎公園整備事業費が大きく減額しております。これは役務費、工事請負費、負担金補助及び交付金等の落札減、執行残等が見込まれますので減額としておるところでございます。後の分についても、決算見込みから減額で、事業は予定しておるものはできておるところでございます。

8款1項1目、土木総務費、ここにつきましては人件費の移動、執行残に伴う減額でございます。

8款2項1目、道路橋梁総務費、合わせて2目、道路維持費、4目、橋梁維持費、ここにつきましても落札減及び県の事業の落札減等による地元負担金の減額等でございます。

8款3項2目、ダム対策費、これは決算見込みからの増減額を調整しての減額計上となっております。

5目、用悪水路費、6目、急傾斜地崩壊対策事業費は執行残ならびに執行がなかったことによるものでございます。

8款4項1目、港湾管理費、これについても執行残でございまして、2目、港湾建設費、これにつきましては県営港湾建設に伴う事業負担金でございまして

て、川棚港湾改修事業、これにつきましては落札減で、事業費対応分が低くなったことによる負担金の減額となっておりますのでございます。

8款5項2目、公園管理費は落札減で、次の3目、公共下水道費は下水道事業の特別会計の補正に伴うものでございます。

8款6項1目、住宅管理費、安全安心住まいづくり支援事業費につきましては、実施案件がありませんでしたので減額となっておりますのでございます。

9款1項1目、常備消防費、これにつきましては常備消防での負担すべき額が確定しましたことによります減額、県防災航空隊負担金の額の確定による減額でございまして、決算見込みでの減額となっております。消防施設費におきましても落札減等がありますので、減額となっておりますが、一部消防ポンプの修理等が見込めますので、増額補正になっているものも調整して107万7千円の減額となっておりますのでございます。

10款1項1目、教育委員会費では、一部職員の旅費についても、ここで予算措置をしておりましたが、下の事務局費での対応というかたちで減額補正となっております。

2目、事務局費は減額となっておりますが、心の教室相談事業費につきましては、必要額が不足する見込みがありますので、増額補正となっておりますのでございます。

4目、住民生活に光を注ぐ交付金事業は、川棚町地域総合図書環境整備事業での臨時雇い入れの実績から減額となっております。

10款2項1目、学校管理費、ここは石木小学校、小串小学校に関するものの執行残にかかる決算見込みからの減額ということでございます。

3目、学校プール管理費、これにつきましても決算見込みからの減額となっております。先に進ませていただきます。

10款3項1目、学校管理費、合わせて2目、教育振興費、これにつきましても決算見込みからの減額というかたちでございまして、なお、下の川棚中学校教育振興費につきましては、対象者数の減少によつての減額となっておりますのでございます。

10款4項1目、幼稚園費、幼稚園管理費の220万円の減額でございしますが、就園奨励費と申しまして補助事業がありますが、その対象者が前年度比より減少しておりますので、見込み額からしますと不用額の発生というかたちで

減額となっておりますのでございます。先に進ませていただきます。

10款5項1目、社会教育総務費、ここについては若干の増額がありますが、町自主文化事業費は文化事業の委託料減額によるもので、落札減でございます。

2目、公民館費、図書室管理費につきましては、今回システム導入による使用料の計上をしておりましたが、その使用料の発生時期を遅らせて経費の節減に努めたところにより減額となっておりますのでございます。

3目、公会堂費は公会堂使用料の収入がありますので、財源内訳の変更となっておりますのでございます。

10款6項1目、保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員の報酬の減額となっております。

10款7項1目、管理費、給食センターに対するものでございますが、管理費につきましては委託料の発生でございます。給食センター内の排気口の清掃の業務委託をすべき内容が発生したために増額補正となっております。下の運営費につきましては、決算見込みからの減額並びに消耗品及び部品代等の増額等が見込めますので、従来増額等も含め需用費での増額が関係するわけですが、運営費自体では20万円の減額となっておりますのでございます。

11款1項1目、農地農業施設災害復旧費、補助災害復旧費が工事の落札減で減額となっておりますのでございます。

13款1項1目、元金、2目、利子につきましては、増と減となっております。これにつきましては、年度末の事業改正により、借入を正式に次の出納閉鎖期間中に行うわけですが、22年度の事業に関する起債をするにあたり、その前からもそのような状況でございましたが、据置期間を3年ほど過去見ておりました。据置期間を持ちますと、返済の額は少なくなりますが、利子だけの支払いというかたちで元金が減らないような状況が発生したところから、据置期間を短くし、元金支払いを早く始めようという措置に切り替えておる関係上、元金の発生、利子の減少という状況が発生しましたので、このような補正となっておりますのでございます。一部調整もあります。

予備費でございます。これは歳入歳出の見合いでございます。次のページからは給与費明細が載っておるかと思いますが、説明省略させていただき、歳入に移りたいと思います。歳入は9ページ、10ページからでございます。

1款1項1目、個人でございます。退職所得分160万円の増額でございます。

すが、退職者の発生による退職所得分の納入が実績がありまして、決算見込みから増額補正となったところにより、計上をしておるところでございます。

2目、法人につきましては、過年度分と申しまして、370万円の増額補正でございますが、本来22年度並びにその前に申告をし、納入すべき数字について修正がなされた関係で、さかのぼって収納がされたときに、この23年度分については、過年度分として処理を行うようになっておりまして、その収入見込みからの増額補正となっておりますところでございます。

11款1項3目、農林水産業費負担金15万円の増額ですが、これは新谷地区の用水路整備の事業量の増加による地元負担の分でございます、15万円の増額をするものでございます。

12款1項4目、土木使用料、漁港使用料につきましては、三越、惣津の歳出の方でも述べましたが、決算見込みからの減少となっております。相対的に2つの漁港から申しますと、船の数は変わりませんが、船の大きさによっての額が変更するようになっておりまして、その関係から減額となっておりますものがございます。

5目、教育使用料、公会堂使用料40万円は現行予算より収入見込みが多くなる見込みでありますので、増額補正となっておりますところでございます。

12款2項2目、衛生手数料ですが、狂犬病予防対策等手数料は、新規件数の見込みが少なくなっておりますので、注射の件数が減少しております。その分での減額補正でございます。

13款1項1目、民生費国庫負担金、国庫支出金及び県支出金につきましては歳出に伴うものでありまして、特別なもの以外説明を省略させていただこうと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

障害者自立支援負担金等は変更申請に基づいての増額、減額の補正でございます。その下の被用者子ども手当負担金から5つの事業を並べておりますが、これにつきましても決算見込みから減額となっております。一部、負担の度合いが異なりますものについてと思われませんが増額補正となっておりますところでございます。制度改正によるものが大きいものと思っております。

13款2項1目、民生費国庫補助金、次世代育成支援対策交付金、これは歳出が伸びまして交付決定の見込みがありますので、増額補正となっております。後の教育費国庫補助金につきましては、決算見込みでの内定額、変更内定等に

伴うものでございます。

13款3項1目、総務費委託金は自衛官募集事務費交付金でございまして、実績によるものでございます。減額補正です。

2目、民生費委託金につきましては、交付決定、決算見込み等に伴います増額補正、減額補正でございます。

14款1項1目、総務費県負担金、ここはですね権限委譲交付金としまして3つありますが、確定を受けての増額、減額でございます。その下の2目、民生費県負担金につきましては、国の負担金と連動しております。歳出とも連動しております、増額、減額の補正となっておりますところでございます。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、減額となっております。その下の子ども手当に関するものは一部の増額がありますが、減額補正となっておりますところでございます。歳出額の確定によるものでございます。

14款2項2目、民生費県補助金でございますが、これにつきましても歳出、変更申請等をおこなった増となっております。その下の特別保育事業費補助金については、交付決定を受けての減額となっておりますところでございます。

3目、衛生費県補助金につきましては、歳出の減額に伴います補助金の減額でございます。

4目、労働費補助金、ここにつきましても歳出で申しあげました減額に伴う分の補助金受け入れの減額となっておりますところでございます。歳出連動でございます。10割でございます。

5目、農林水産業費県補助金、ここにつきましても歳出に見合うものとしまして、園芸ビジョンが減額、強い農業づくりの方に移行しての増額となっておりますところでございます。漁村再生交付金事業費補助金につきましても、変更交付決定によるものでございまして、事業費の確定に伴うものでございます。土木費補助金につきましては、先程、事業遂行がなかったという事業に伴うものの減額でございます。

7目、教育費県補助金につきましては、国体競技施設整備事業費補助金と致しまして、大崎の交流広場に伴うものの補助金でございまして、交付決定を受けての増額となっておりますところでございます。その下は、災害は交付率確定によりまして交付決定を受けておりますので、減額補正となっておりますところでございます。先に進ませさせていただきます。

14款3項1目、総務費委託金、この2つにつきましては交付決定を受けておりまして、決算額と同等にするための減額補正でございます。

15款1項1目、財産貸付収入、土地貸付収入でございますが、旧白石保育所の貸付料の見込みを上げておりましたが、その見込み額より月額調整が、協議をしておりまして、それに対する減額と一部町有地を貸し付けておりまして、その増額の調整として23万円の減額となっているところでございます。

2目、利子及び配当金につきましては、それぞれの基金利子を計上しております。

3目、土地開発基金運用収入も基金利子を計上しておるところでございます。

16款1項1目、一般寄附金、ここでは先程歳出の方でも申し上げましたが、多額の寄付をいただいたものの効果によります増額補正でございます。

2目、民生費寄附金から以降は、寄附金の実績に応じた増額ならびに減額補正となっております。農林水産業費寄附金の農業費寄附金につきましては、農業災害に関するものでございまして、水産業費寄附金につきまして、漁村再生交付金事業にかかる寄附金でございます。

17款2項6目、ふるさと創生基金繰入金7億円でございます。これは歳出の方でも触れましたとおりでございます。

19款2項1目、町預金利子、これは町の預金利子としての受け入れでございます。

19款4項4目、過年度収入と致しまして、農地等災害復旧事業補助金を受け入れておるものが主なものでございます。

5目、雑入でございますが、項目がたくさんございますが、主なもののみ申し上げますが、園芸ビジョン21につきましては、事業の組み替えで減額、関連しまして4つ下の強い農業づくり交付金事業市町負担金は、組み替えによる効果で増額となっております。それ以外につきましては、下から5つ目の産炭地域活性化基金助成事業助成金としまして、2,777万9千円の減額がありますが、大崎交流広場の整備事業に伴うものの減額となっております。その下のスポーツ振興くじ助成金につきましても、大崎公園のものと中央公園のものも含めた見込みが立ちましたので、増額計上となっております。

一番下の災害派遣にかかる職員人件費相当額は、東海村からの受け入れとな

っておるところでございます。他のものにつきましては、決算見込みでの調整額ということでございます。

20款1項1目から9目までですが、1目、漁村再生交付金事業債と農地集積加速化等基盤整備事業債、ならびに2目の土木債の川棚港湾改修事業債、地方特定道路整備事業債は歳出事業に伴うものでございまして、全て減額となっております。

4目、総務債につきましては、消防自動車の更新に伴う起債を総務債で計上しておりましたが、本来、消防債で編成すべきということが判明しましたので、この5回補正において全額減とし、消防債に同額を計上というかたちで編成をし直したところでございます。

2表、繰越明許費に移らせていただきます。4ページでございます。

款項、事業名、金額となっております。6款、農林水産業費、1項、農業費、強い農業づくり交付金支援事業費960万円が限度額としての計上でございますが、アスパラガス計量結束機導入事業を見込んでおります。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業費1,489万2千円でございますが、これは東臨港線歩道新設工事に伴うものでございます。

10款、教育費、2項、小学校費、公立学校施設整備事業費3,150万円でございますが、これは小串小学校屋内運動場、サッシ等改修工事でございます。合計の5,599万2千円、これは多くてもこれだけが繰越となります額として設定するものでございますので、一部、これより事業が進行しますと、この額から下回っての繰越実績となることは制度上考えられるところでございます。次のページ、5ページ。

第3表、地方債補正、これは減額補正となっておりますものの補正前、補正後の状況を記載したものでございます。

以上が取り急ぎの説明で雑駁なところもあつたと思われませんが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」に対する質疑を行います。

1 番 村 井 34ページの、ふるさと創生基金を7億円一遍に庁舎基金に入れるということで、残りが800万円程度になろうかと思えますけれども、この残り800万円程度で、今後、ふるさと創生基金を活用した何か予定的なものがあるのかどうか。また、そういったことがあったときに、それで足りうるものかどうかという点とですね。もう一点は、この庁舎に7億積み入れるということであれば、7億円というのは、これから庁舎建設にどれぐらいかかるのか分かりませんが、かなりの割合としては大きな額になろうかと思うんですね。そこで庁舎建設が、この7億を積み立てることで少し前倒しと言いますか、先に予定より進むというようなことをお考えなのか、その点をお尋ねを致します。

企画財政課長 ただいまのご質問について、一部でございますが、私の方から答弁をさせていただきます。

ふるさと創生基金につきましては、私の手元に持つておる資料で申しますと、7億円取り崩した後、23年度の年度末の見込みが2,840万円程と承知しておるところでございます。その2,840万円に対しての今後の活用については、具体的には今のところ持つておりません。過去の状況から申しますと、悠久の森の取得等について活用した経過がありますので、それにつきましては予算措置をし、議会にお諮りをするという手筈に具体的にはなっていないかと思いますが、ここしばらくは特に具体的にはこれと申し上げるものはございません。以上でございます。

副 町 長 それでは、庁舎建設基金に考えをとということでございますので、私の方から申し上げたいというふうに思います。

今回、7億円、ふるさと創生基金から庁舎建設の基金の方に積み立てるわけでございますが、庁舎建設にあたりましては、金額的には相当な額が必要になってまいります。そういうことで、どうしても庁舎を造る場合には、資金繰り、財政がどうなのかということから、建設費用についてどのような対応をするか

ということから判断を致しまして、これが10億では足りない金額だというふうには想定をされております。そういうことで、できる限り基金を積み立てて、基金以外には地方債を借りてする以外にございません。そういうふうなことから、基金をとりあえず7億、現在の財政的なものでは積立を致しまして、数年に渡って基金を積み立てるようなかたちにしたいと、その後、これから審議をしていくことになろうかというふうに思いますけれども、どのような庁舎を造っていくかにつきましては、これから詰めの段階を迎えてくるわけですが、もおおよそ前回までの協議の中ではですね、10億以上、12億程度かかるとはならないかというような想定がされておりましたので、現時点では、ふるさと創生基金に従前の庁舎建設基金から、約10億程度が振り替えられた経過もございまして、そのような経過の中から最大限移行したというふうなことでございます。したがって、庁舎建設にあたりましては、今後検討してまいりますので、財源的な面については今後お知らせをしていくことになろうかと思っておりますけれども、最大限基金に積み立てたということでございます。

3 番 福 田 関連してですけど45ページ。庁舎基金のところの一般財源240万円、ふるさと創生基金の7億円と合わせて、新たに積み立てられたわけですが、この240万円が一般財源ですけど、どこの部分から持ってこられたのか、補正額の内訳のところマイナス240万円がどこかにあるものと思うんですけど、分からないものでお聞きしたいと思います。

企画財政課長 ただいまご質問の240万円についての説明を申し上げます。

先程の説明の中で若干触れましたが、言葉足らずのところもあったかと思っておりますので、再度ご説明申し上げます。

23年度の当初予算において、240万円につきましては当初予算の雑入のところ240万円の受け入れを既にしてしております。これをどのようにするかということで、ふるさと創生に積むべきかということその時判断を致しております。しかし、庁舎建設基金の考えが若干ありましたので、その動向を見据え最終的に判断をするというところまで引っ張ってきております。ですから240万円の受け入れは、当初予算ですでに受け入れを歳入の方では計上しておりますので、これを基金のどちらに充てるかというのを定かにしておりませんでしたので、今回、ふるさと創生ではなく、役場庁舎建設基金の創設が適いましたので、それに積み立てるという処理をしたものでございます。ですから、今

回の5回の補正については、受け入れていたものの出しどころを定めたという
かたちでございますので、その点、ご理解をお願いします。以上です。

3 番 福 田 確認ですけど、予備費の方からということでもいいんでしょうか。

企画財政課長 予備費の金額の調整で一般財源で処理をしておりましたので、そ
のままでありますと純繰越として来年に繰り越すという状況になりますので、
23年度中に基金に積み立てる計上をしたということでございます。

1 2 番 田 口 38ページの、雑入のところの一番最後に災害派遣にかかる職員
人件費相当額、東海村より192万3千円の受け入れということですが、これ
はかかった人件費の何割ぐらいというふうに考えればいいのでしょうか。とい
うのは、丸々もらえば応援したことにならないんじゃないかと思うから、半分
ぐらいかなと思うんですけど、その割合はどうなんでしょうか。

総務課長 災害派遣にかかる職員の人件費相当額でございますけれども、8
月から11月まで東海村に派遣した職員の人件費分です。それと旅費を含めた
分でございます。丸々でございます。ただあの、共済費の負担金、そういった
ものは川棚町の方で支払っております。

町長 補足を致しますけど、田口議員は丸々でしたら応援したことには
ならないのではないかとおっしゃいましたけど、実は東海村さんではですね、
いわゆる補助事業を経験したことがない職員ばかりでしてね、要するに財政
力指数が高いもんですから、国の補助を受けなくて、ほとんど単独事業でこれ
までしてきましてね、そこにそういった事務的な技術が乏しいということで、
本町の職員はそういったことに慣れておりますので、そういった技術を提供し
たということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

5 番 三 岳 先程の福田議員の質問に関連するわけでございますが、たぶんこ
れは水道事業からの繰入金240万円ということで計上してあるということだ
と思うんですが、これは過去にもその使用料というのが入ってきたというふう
に思いますし、新たに新年度予算を見ても5,240万円ということで、
この240万円というのがですね、どうしても性質的に私はその庁舎建設基金
に充てるものという捉え方をしてあるのかですね、それにこだわっておられる
という部分が見受けられると思いますし、そうであればですね、過去に水道か
ら繰り入れた分についてもですよ、今回、積み立てるべきじゃないかなと思う
んですがいかがでしょうか。

企画財政課長 それではただいまのご質問にお答えを申し上げます。

年額の240万円というのは、過去21年から変わっておりませんで、これまでの処理につきましては、ふるさと創生基金に積み立ててきております。それでその積み立てたものにつきましてはの庁舎建設基金に当たるものというものは7億に入っているものという理解をしておりまして、23年度分からは庁舎建設基金の方に240万円を確実に個別に特定して積み立てるという処理をしておりますので、過去の分につきましても、ふるさと創生から庁舎建設基金の方にきました7億に入っておりまして、庁舎建設のための積立という精神は保たれておるということで理解をしておるところでございます。以上です。

議 長 再質問結構ですよ。

14番久保田 18ページになりますが、この国庫支出金の中の内、第三子の部分が小学校修了前子ども手当負担金、第三子の分が上がっていますが、0歳から3歳未満というか、そのところも手当が上がっているのではないかと思うんですけども、それはここには上がってこないのでしょうか。

住民福祉課長 ご質問の件については、0歳の分につきましては、その上の10節の項目に入っているというふうに理解しております。

14番久保田 分かりません。10節の第一子、第二子の中のマイナス1,249万9千円の中に、0歳から3歳分のプラスになった分と相殺してマイナスになって上がっているというふうに解釈するんですか。ちょっと私分かりません。もう一度お願いします。

住民福祉課長 恐れ入ります。先程の私の答弁の方が混乱を招いたのかなと思っております。

今ご質問の0歳児につきましては、この第一子から第三子までの中に全体的に含まれているというふうにご理解いただければよろしいかと思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第1号「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第8、議案第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億580万7千円にしようとするものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算」について、ご説明を致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2千円を追加し、18億580万7千円にしようとするものでございます。

款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳出予算について事項別明細書で説明致します。24、25ページをお開き下さい。

1款1項2目、連合会負担金でございますが、国保総合システムの分担金として増額補正をするものでございます。26、27ページです。

5 項、医療費適正化特別対策事業費は、レセプト点検について国保連合会に委託したことにより、減額するものでございます。次のページをお願い致します。

2 款、保険給付費、1 項、療養費の一般被保険者ならびに退職被保険者等の療養給付費及び審査支払手数料、レセプト電算処理手数料につきましては、給付費等の動向から見て、それぞれ見込みを補正しておるものでございます。次のページをお願い致します。

2 項、高額療養費についても、それぞれ医療費の動向を見据えて補正をするものでございます。一般については増額で、退職被保険者等については減額というところでございます。32、33 ページ。

2 款 4 項 1 目、出産育児一時金でございます。補正の増減はございませんが、財源内訳のみの変更でございます。一般財源の方から国保支出金に振り替えるものでございます。次のページをお願い致します。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金についても、増減の補正はございません。国保支出金ならびに県支出金からの交付決定に基づき、補正をするものでございます。

6 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業拠出金、同じく 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定額が示されましたので不用額を減額するものでございます。次のページ。

7 款、介護納付金でございます。1 項 1 目、介護納付金は、額の確定による不用額を減額するものでございます。次のページ、40、41 ページですね。

8 款 2 項 2 目、あんま、鍼、灸施術費の動向による決算見込み額より減額するものでございます。

3 目、保健事業特別対策事業費でございますけれども、県支出金の交付決定に基づき、財源内訳の記載を変更しておる分でございます。

予備費でございますが、歳入歳出の見合いによる減額でございます。

次に歳入でございますが、6、7 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金、同 2 目、高額医療費共同事業負担金につきましては、交付決定がありましたので、それぞれ減額補正をするものでございます。次のページ。

3 款 2 項 3 目の出産育児一時金補助金につきましては、追加交付決定額 1 万

円がありましたので、増額補正をするものでございます。

4目、災害臨時特例補助金でございますが、これにつきましては昨年3月に発生を致しました東日本大震災以後に本町に転入をされております、2名の被災者に対して、保険税の減税分並びに医療機関受診時における一部負担金免除分として国庫補助金として交付決定がありましたので、その分を補正するものでございます。次のページをお願い致します。

4款、県支出金、1項1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、交付決定に基づき減額補正をするものです。次のページ。

4款2項1目、財政調整交付金につきましては、事業費分に係る交付決定額から現予算額の差額を財政調整交付金、それから特別調整交付金を、それぞれ減額補正をするものです。次のページ14、15ページをお願い致します。

5款、療養給付費交付金が退職被保険者等に要する療養給付費等について、社会保険診療報酬支払金から交付されるものでございます。交付予定額の提示がありましたので、その差額を減額補正するものでございます。次に16、17ページでございます。

7款1項1目、高額医療費共同事業交付金、同じく同2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、それぞれ交付決定がなされておりますので、その差額について増額補正をするものです。18、19ページ。

9款、繰入金でございます。2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出でご説明を致しましたが、2款、保険給付費にかかる一般被保険者療養給付費が、当初見込みより増額をしております。これにより予算不足として、財政調整基金を2千万円取り崩すことに致しております。ただし、療養給付費の増額に伴いまして、国における財政調整交付金の変更申請を今現在出しておるところでございます。確定がなされた場合には、交付金の増額もありますので、取り崩し額の2千万円も取り崩さなくてもいいかなと考えておりますが、今の時点でまだ確定があっておりませんので、2千万円の取り崩しということをご予定を致しております。次のページをお願い致します。

11款1項1目、一般被保険者延滞金でございますが、見込み額を勘案して増額補正をするものでございます。次のページ。

雑入の一般被保険者第三者納付金でございます。交通事故等にかかる第三者納付金でございますが、国保連合会に委託を致しております。その実績により

増額補正をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認めます。これから議案第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって議案第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

議 **長** 次に、日程第9、議案第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 **長** 議案第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,650万2千円にしようとするものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の内容をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8千円を追加し、予算の総額を1億3,650万2千円にしようとするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは事項別明細書6、7ページをお開き下さい。歳入からご説明致します。

1款1項、後期高齢者医療保険料の増額補正でございますが、保険料の実績見込みにより補正計上をしておるものです。なお、原因につきましては仮算定に当初しておりましたが、保険料の確定をほぼみましましたので、増額をするものでございます。次のページをお願い致します。

3款1項1目、事務費繰入金の23万7千円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出の検診委託料、電算事務費保守料の減額によるものでございます。

2目、保険基盤安定繰入金でございますが、広域連合試算による減額でございます。次のページをお願い致します。

5款、諸収入、3項2目、雑入でございます。20万8千円の増額でございますが、後期高齢者制度の広報等にかかる事業分の特別対策補助金の収入の見込まれますので、補正をするものでございます。12、13ページ歳出です。

1款1項1目、一般管理費の2万9千円の減額です。

11節、需用費、12節、役務費につきましては、歳入で説明致しましたが、特別対策補助金にかかる事務費等、通信運搬費の増額でございます。

13節は検診委託料の減額が主なものでございます。14、15ページです。

2款1項1目は、後期高齢者医療広域連合への納付金でございますが、交付金の見込み額を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,308万2千円にしようとするものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の内容をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,308万2千円にしようとするもので、歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による

としております。

それでは歳出から説明を致します。16、17ページをお開き下さい。

1款、総務費、1項1目、総務管理費でございます。介護報酬改定に伴います次年度の方でございますが、システム改修費に要する経費555万4千円を増額補正をするものでございます。

3目、認定事業費につきましては、認定調査員の賃金について不用額が生じる見込みでございますので、減額するものでございます。18、19ページをお願いします。

2款1項1目、介護サービス等諸費の増額補正につきましては、介護給付費の決算見込み額と現予算額の差額を補正するものでございます。内訳につきましては、説明欄記載のとおり居宅介護サービス給付費の増額、それから地域密着型介護サービス給付費ならびに施設介護サービス給付費の減額でございます。次のページをお願い致します。20、21ページですね。

4款1項1目、介護予防事業費でございますが、額の増減はございませんで、地域支援事業等にかかる交付金の決定により、財源の変更をするものでございます。22、23ページの予備費でございます。

歳入歳出の見合いにより、減額補正をするものでございます。次に歳出について説明致します。6、7ページをお開き下さい。歳入ですね、すみません。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金でございます。介護給付費にかかる年度内の交付見込み額と現予算額との差額を減額補正をするものです。次に8、9ページでございます。

3款、国庫支出金、2項1目、調整交付金でございますが、これも同じく年度内の交付見込み額との差額を減額補正をするものです。

3目、介護保険事業費補助金につきましては、先程歳出でご説明致しましたが、介護報酬にかかるシステム改修に要する経費2分の1を補助として受け入れるものでございます。次のページ、10、11ページをお願いします。

4款、支払金交付金、1項1目、介護給付費交付金でございます。介護給付費にかかる交付金の年度内交付見込み額との差額を減額をするものでございます。

2目につきましては、地域支援事業にかかる介護予防事業における交付金の額を補正をするものでございます。12、13ページでございます。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金でございます。これにつきましても交付見込み額と現予算額との差額を減額するものでございます。14、15 ページ。繰入金でございます。

8 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金は介護給付費負担金の増額補正、それと 3 項につきましては、3 項、その他一般会計繰入金につきましては、事務費等の繰入金と致しまして、介護報酬改定に伴うシステム改修費にかかる負担相当分を繰り入れておるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 4 号「平成 23 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 4 号「平成 23 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第 11、議案第 5 号「平成 23 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,457万3千円にしようとするものでございます。補正の詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは、議案第5号について補正の内容を説明致します。

今回の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,457万3千円とする。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

それでは予算補正の内容につきまして、事項別明細書で説明致しますので、15、16ページをお開き願います。まず歳出から説明致します。

1款1項1目、一般管理費200万円の減額ですが、11節、需用費300万円の減額は、納付書等印刷の決算見込みによるものでございます。

27節、公課費170万円の減額は、平成22年度分の消費税及び地方消費税の確定申告により還付となったために減額するものでございます。

2目、管渠管理費150万円の減額でございますが、13節、委託料40万円の減額は、マンホールポンプ維持管理業務によるもの、15節、工事請負費110万円の減額でございますが、舗装、補修、管渠等補修工事等によるもので、いずれも執行残によるものでございます。

3目、処理場管理費540万円の減額ですが、11節、需用費40万円の減額は、汚泥処理薬品によるもの、13節、委託料500万円の減額は、浄化センター維持管理業務及び汚泥処分業務等によるもので、いずれも執行残によるものでございます。17、18ページをお開き願います。

3款1項、公債費、2目、利子110万円は、当初新規分の借入分の利率を2.0%で予定していましたが、1.8%となったために減額するものでございます。19、20ページをお開き願います。

4款1項1目、予備費2万9千円の増額は収入支出の見合いによるものでございます。7、8ページをお開き願います。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目、建設費負担金 1 8 0 万円の増額は、下水道受益者負担金を決算見込みにより増額するものでございます。次に 9、1 0 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目、下水道使用料 2 0 0 万円の減額は、現年度分の下水道使用料を決算見込みにより減額するものでございます。1 1、1 2 ページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1, 1 0 3 万 7 千円は、収入支出の見合いにより減額するものでございます。1 3、1 4 ページをお開き願います。

6 款 2 項 1 目、過年度収入 1 2 6 万 6 千円は、支出の公債のところでも説明しましたように、消費税の確定申告により還付となったために過年度収入として受け入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

3 番 福 田 1 5、1 6 ページ。処理場管理費の中で 5 4 0 万円の減、執行残によるものということでしたけれど、予算からすると約 1 割ですよね。これがその予算の中で 1 割という金額をどう思われているのか、その執行残になった理由ですかね、お聞きしたいと思います。

水 道 課 長 確かにこの委託料 5 0 0 万円というのは 1 割になるかと思うんですが、この中には浄化センターの維持管理とか、汚泥処理の業務費とか、それから緑化業務と、浄化センター内のあらゆる委託の業務というのが多種多様ありまして、そういったものの総額がこういった最終的には 5 0 0 万円となったところでございまして、額が確かに多くはございますけれども、主には浄化センターの維持管理業務的なものが主体的になっているんじゃないかという認識は致しております。当初の設計の中でも、設計をして予算を組んでいくわけですが、見積の結果でこういった結果が出たのが、こういった影響が出ているのかなという感じは致しております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第12、議案第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、経常的経費の決算見込みに伴い減額補正するものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を639万1千円にしようとするものでございます。補正の詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

水 道 課 長 それでは議案第6号について補正の内容を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を639万1千円にしようとするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。補正の内容につきまして事項別明細書で説明致しますので、10、11ページをお開き願います。まず歳入から説明致します。

3 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 1 7 0 万円の減額、これは歳出予算の減額補正による繰入金の減額でございます。1 2、1 3 ページをお願い致します。

4 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 1 3 1 万 1 千円の増額ですが、前年度繰越金の額の確定による増額であります。歳出についてです。1 4、1 5 ページをお願い致します。

2 款、事業費、1 項、猪乗地区簡易水道事業費、1 目、給水費 1 3 万円の減額及び 1 6、1 7 ページの 2 款、事業費、2 項、木場簡易水道事業、1 目、給水費の 2 6 万円の減額は、いずれも決算見込みによるそれぞれの減額補正をするものであります。1 8、1 9 ページ。

4 款 1 項 1 目、予備費 1 千円の増額ですが、収入支出の見合いにより増額するものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 6 号「平成 2 3 年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 6 号「平成 2 3 年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されまし

た。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第13、議案第7号「平成23年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第7号「平成23年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、収益的収入及び支出で収入において166万5千円を増額し、収入予算の総額を3億4,193万5千円に、また支出において1,164万8千円を減額し、支出予算の総額を2億8,832万円にしようとするものでございます。一方、資本的収入及び支出で支出において5,335万円を減額し、支出予算の総額を1億1,727万7千円にしようとするものでございます。補正の主な内容は決算見込みによる増額、減額でございますが、詳細につきましては水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

水 道 課 長 それでは私の方から、平成23年度川棚町水道事業会計の第3回補正予算の説明をさせていただきます。まず10ページをお開き願います。

ここには川棚町水道事業会計補正予算実施計画説明書を記載致しております。収益的収入及び支出の収入の部で1款、水道事業収益を166万5千円増額するものであります。これは1項2目、受託工事収益から4目、その他の営業収益までの決算見込みによるものでございます。

2目、受託工事収益は30万7千円の減額、3目、加入金は40万円の増額、4目、その他の営業収益は手数料で13万円の増額でございます。

2項、営業外収益を144万2千円の増額、これは2目、他会計負担金47万5千円の増額、これは被災地派遣職員の経費負担金としての一般会計繰入金であります。

3目、雑収益で可動堰管理費96万7千円の増額、これは決算額を見込み計上しているものであります。次に11ページの支出の部であります。

1款、水道事業費用を最終的には1,164万8千円減額しようとするものでございますが、その内訳につきましてご説明致します。

1項、営業費用を1,664万8千円の減額であります。これにつきましては2目、上水費600万円の減額でございますが、委託料の80万円、手数料の90万円、工事請負費の80万円は決算見込みによる減額と執行残であります。修繕費の350万円の減額は、浄水場内のフロキュレーター2の2及び急速器の表洗弁においてイオンが発生しているために経過観察をしているものでありまして、故障時に迅速に対応するために予算化していたものであります。引き続き経過措置をおこなっていくものと致しまして、今回、減額するものであります。

3目、配水及び給水費1,340万円の減額ですが、これは委託料においては決算見込みによる減額、工事請負費1,300万円の減額は下水道工事等との関連で、土木掘削工事等におきまして安価な経費で実施できたこと等による決算見込みでの減額でございます。

5目、総係費賃借料60万円の減額、6目、減価償却費、有形固定資産減価償却費334万2千円の増額、7目、資産減耗費、固定資産除却費1万円の増額は決算見込みによる補正額でございます。

2項、営業外費用500万円の増額であります。これは2目、消費税において500万円の増額、これは費用が減少し、仮払消費税が減少したために結果的に納付消費税が増額となったものであります。12ページをお願い致します。

資本的収入及び支出であります。支出において1款、資本的支出を5,335万円を減額するもので、1項1目、固定資産除却費70万円の減額は、決算見込みによる減額でございます。

2目、施設改良費5,265万円の減額でございますが、委託料において3,265万円の減額であります。これは委託料において本年度中に第7次拡張事業に伴う変更認可作成業務、ボーリング等による地質調査業務、これに実施設計業務を当初予定しておりましたが、この3つの業務を年内に完了するには無理があるとのことが判明致しまして、本年度においては変更認可申請書作成

業務とボーリング等による地質調査業務を実施することとしたために減額するものでございます。

工事請負費 2 千万円の減額とありますが、決算見込みによるものと執行残による減額であります。次に 1 ページをお開き願います。

ここには平成 2 3 年度川棚町水道事業会計補正予算を掲載致しております。第 2 条、ここには第 2 回補正予算第 2 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでありますが、先程説明した内容をここにまとめたものであります。

収入の部で第 1 款、水道事業収益 3 億 4, 0 2 7 万円を 1 6 6 万 5 千円増額し、3 億 4, 1 9 3 万 5 千円に、支出の部で第 1 款、水道事業費用 2 億 9, 9 9 6 万 8 千円を 1, 1 6 4 万 8 千円減額して、2 億 8, 8 3 2 万円とするものであります。

第 3 条、資本的収入及び支出については、水道事業会計予算第 4 条、本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出に対して不足する額、1 億 1, 6 9 8 万 8 千円は、当年度分損益勘定留保資金 4, 8 9 0 万 3 千円、当年度分消費税資本的収支調整額 3 7 1 万 5 千円、減債積立金 3, 2 1 8 万 5 千円、建設改良積立金 3, 2 1 8 万 5 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものであります。2 ページをお開き願います。

支出の部で、第 1 款、資本的支出 1 億 7, 0 6 2 万 7 千円を 5, 3 3 5 万円減額して、1 億 1, 7 2 7 万 7 千円とするものであります。7 ページをお開き願います。

ここには平成 2 3 年度川棚町水道事業会計予定損益計算書を記載致しております。これは本年度の予定損益を把握するための資料であります。今回の補正により下から 3 行目の当年度純利益が 5, 1 1 2 万 3 千円、その下の前年度繰越利益剰余金が 3, 5 4 2 万 6, 5 2 8 円となり、当年度未処分利益剰余金が 8, 6 5 4 万 9, 5 2 8 円となるものであります。あとは、4 ページから 5 ページにつきましては、予算実施計画書、6 ページにつきましては補正資金計画書、8、9 ページには貸借対照表を記載しておりますので、後ほどご覧下さい。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 3 番 森 田 7ページと11ページに関連があるんですが、これは決算予定でありまして、現金が別に動く訳じゃありませんが、帳簿上の問題ですね、減価償却費のですね334万2千円と、これはどこの財産を償却する、まあ帳簿上だから実際の現金は動いてませんが、どこを想定してやっておられるのか、その点を質問します。

水 道 課 長 お答え致します。減価償却につきましては、うちの施設の全体のものでございます。今回の分ということではなくして、今までうちが資産でもっておる、あらゆる施設の減価償却というのがありますので、そういったものの計算でございます。町全体のもので把握しておりますので、自動的に計算がされるものですから、町全体の所有のものと考えていただければと思います。

1 3 番 森 田 分かりました。そうするとですね、決算の関係でしょうし、固定資産といってもだんだん目減りしていつてるから、そういうことで今年度ですか、別に来年度決算でもいいんですよね。だからわざわざここで立てておるといことはせんでもよかったんじゃないかというような感じもするんですけども、そこらへんどうでしょう。

水 道 課 長 減価償却につきましては、全体と言いながらも、この年度内で多少移動がございます。今年分で新しい管を入れますと、そういった管も減価償却の対象になりますので、常に動く額でございますして、それに基づいて随時計算をされていくというものでございますので、常に動く額かなという判断を致しております。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 5 番 山 口 10ページのですね、営業外収益の収入で47万5千円、被災地派遣職員経費負担金というわけですが、これの詳細をご説明いただければと思います。

水 道 課 長 これにつきましては、災害派遣にうちの水道課職員が行った関係でございますして、一応、そういった職員が行った関係で一般会計の繰入金がございます。

総 務 課 長 先程の職員派遣の件ですけれども、派遣した職員が一般会計の職員が3名、水道課の職員が1名でございます。水道課の職員の方は企業会計でございますので、企業会計から給与を出すということになっております。東海

村から繰り入れた額は一般会計の方に入ってきますので、その分を一般会計の方に繰り出すというふうなかたちをとっているものでございます。一般会計から企業会計の方に繰り出したということです。

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第7号「平成23年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第7号「平成23年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第14、議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

現在、平成26年10月に開催される第69回国民体育大会、これは長崎が んばらんば国体というそうでございますが、その事務につきましては昨年4月から教育委員会に国体準備室を設置を致しまして、事務を進めているところでございますが、これを町長部局に変更し、新たに国体推進室を設置し、本大会に向けての体制強化を図り、事業執行を行おうとするものでございます。分掌事務と致しましては、長崎国体の川棚町開催協議会に関することと致しまして、長崎国体川棚協議会の推進、運営、ならびに関係団体との総合調整に関する事務を行うこととなります。

次に、この条例の施行日についてでございますが、附則にありますように平成24年4月1日から施行することと致しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 5 番 山 口 現在の教育委員会に設置してあります国体準備室というのは、当然解消されるべきものだろうと思います。その関連と、この国体推進室というかたちに課室の設置変更があるわけですが、その時の職員の配置その他はどういうふうにお考えかお尋ね致します。

総 務 課 長 前段の質問でありました教育委員会に設置している国体準備室ですけれども、これ教育委員会の中の規則で定めております。そういったことで4月1日から課室設置条例を提案しておりますので、これが可決されますと教育委員会の国体準備室というのは削除するということになります。私からは以上でございます。

町 長 山口議員の後段の質問にお答えを致します。

まず、教育委員会では国体準備室というふうに表示しておりましたけど、今回は国体推進室というふうに変更しております。これは前回、開催されたときには国体事務局という局名で設置をしておりましたが、今回いろいろ協議をした結果、佐世保市でも国体推進室というふうに名称を設定しておりましたので、それに準じたかたちで今回は国体推進室というふうに設けたところがございます。そこで、ただ今はそこにどういった人員体制で臨むのかという質問でございますが、これも前回のことを参考にしながら検討をしておりますけれども、室長を1名、それから職員を当面2名配置をしたいというふうに考えております。まだ2年前でございますので、そうそれに係る事務も頻繁にないだろうということもございまして、1年前になりますと、この体制につきましてもその状況を踏まえて検討しなければというふうに考えております。以上でございます。

5 番 三 岳 関連ですけれども、今室長を置くと、これは今までの準備室の場合は兼務というかたちだったかと思うんですが、専任を置くと捉えてよろしいでしょうか。要するに兼務をさせないというかたちで専念をしてもらうということで、やはりあの取り組む姿勢というのをです、専門の職員を置いておいた方が取り組みがより充実するんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、今はまだ予定だというふうにお伺いしましたので、専任を置いていただくよう、

お願いしたいと思えます。

町長 まだ人事の発令前でございますので、なかなかはっきりは言えないわけですが、ただ今の三岳議員の質問については、最後に申されましたように要望ということで受けとめておきたいと、このように思えます。ありがとうございます。

議長 他に質疑はございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第15、議案第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員に準じて改正するものでございまして、改正の一点目は療養休暇に関するものでございます。この療養休暇は、結核性疾患による療養の休暇でございましたが、その他の伝染病疾患と同じく、病気休暇として捉えることとなったことによりまして、休暇の種類の中の療養休暇を削除するものでございます。

二点目は、生理休暇でございまして、これまでは生理日に勤務することが著

しく困難である場合は、休暇を付与するとして任命権者の決裁を受けなければならない休暇とされておりましたが、今回、生理日で就業が困難な職員が休暇を請求した場合は、勤務させてはならないと、このように改正されましたので、職務専念義務の免除としての取扱いとなったため、その改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明を致しますので、よろしくご審議の上ご決定下さいますよう、お願い致します。

総務課長 それでは議案第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

改正の主旨につきましては、町長から説明がありましたので、私から改正条文について説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が改正後で、右側が改正前でございます。

まず第10条の休暇の種類でございますが、この休暇の種類の中の右側、療養休暇と生理休暇、これを削除を致しております。

次に、第14条、療養休暇ですけれども、14条、療養休暇、第15条の生理休暇、この条項、これについても削除をするというふうにしております。

それから、左側の改正後ですけれども、第18条です。生理日の就業が著しく困難な女子職員に対する措置ということで、第18条、町長は生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならないという条項を追加をしております。

それと、右側は改正前ですけれども、18条、公傷休暇等の承認ですけれども、この中の療養休暇についても削除を致しております。そういうことです。18条を左側が改正後で19条にしたというものでございます。

次に、施行日についてでございますが、前に戻っていただいて附則にありますように、平成24年4月1日から施行するというふうに致しております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定下さるよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 これは勤務させてはならないということで、これは評価できると思います。この中で、その申し出る日数が書いていないということは、一日とは限らない、きつい人にとっては複数請求しても良いという解釈でよろしいんですね。

総務課長 議員ご質問のように、一日にとは限らずということでございます。

3番福田 ちょっとお尋ねします。14、15条が削除になってますけども、他の繰り上がりの分はないんでしょうか。

総務課長 新旧対照表の改正後にありますように、14条及び第15条は削除というかたちで残します。以上です。

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第9号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第16、議案第10号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第10号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を致します。

この度、国において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年8月26日に成立し、8月30日に公布をされたところでございます。その中に、社会教育法の改正がございまして、公民館運営審議委員会の委員の委嘱の基準を条例に規定する必要性が生じたので、今回の条例の改正を行うものとしたところでございます。詳細につきましては、教育次長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいま

すよう、よろしくお願い致します。

教育次長 ただ今、町長から説明がありました条例改正についての補足説明を致します。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

左側が改正後、右側が改正前でございますが、第6条の第2項です。審議会委員の定数は10人以内とし、その後に学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するというふうに改めております。

それから第3項で、委員は再任されることができるというのを、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げないに改めて、第4項を補欠委員の任期は前任者の残任期間とするに改めるものでございます。この今回の改正につきましては、この公民館の設置の大元のほうであります社会教育法が改正されたものに伴うものでございます。内容については、これまでは委員の定数及び任期等については市町村の条例で定められておりましたけれども、今回、委嘱の基準についても市町村の条例で定めると改正されたからでございます。その委嘱の基準についても社会教育の法に明記してございまして、先程申しましたように学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとするというふうになっておりますので、本町でもこれを引用したものでございます。

それから第4項につきましては、本町の実情に合わせて改正するものでございます。前のページをお開き下さい。

今回の改正された社会教育法の施行日が平成24年4月1日となっておりますので、そのこの附則にありますように、この条例も平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第10号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第10号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第17、議案第11号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第11号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取り組みの基本方針として、平成23年7月29日に東日本大震災復興対策本部で決定した東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律案が10月28日に閣議決定され、同日国会に提出されたところでございます。しかし、昨年の通常国会において成立せず、継続審議されておりました平成23年度税制改正法案と合わせ、議員修正後11月30日に成立し、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が支出する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税及び地方法人特別税等に関する暫定処置法の一部を改正する法律として、12月2日にそれぞれ交付をされたところでございます。この法律改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたので、ご提案するものでございます。

改正の内容につきましては、税務課長から説明致しますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願い致します。

税 務 課 長 それでは、私の方から改正の内容についてご説明致します。

今回の改正につきましては、ただ今町長が申し上げましたように、2つの法律が公布されたことによりまして条例改正の必要が生じたものでございます。川棚町税条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。ページめくっていただきまして、新旧対照をお開けいただければと思います。

第95条でございます。町たばこ税の税率を1,000本当たり644円引き上げ、5,262円とするものでございます。それと関連しますので、次ページをちょっとお開けいただきたいと思います。

第16条の2でございます。これは旧3級品の紙巻きたばこの税率でございますが、1,000本当たり305円を引き上げ、2,495円とするものでございます。16条の2、それと1ページの第95条分でございますが、これにつきましては、法人税の税率引き下げ及び課税ベースの拡大がなされております。その関係で都道府県民税と市町村民税の法人税の税の増減収を調整をするため、道府県たばこ税から市町村たばこ税へ委譲がなされるものでございます。

次に新旧対照表1ページに戻っていただきまして、第9条、町民税の分離課税にかかる所得割の額の特例等でございますが、これを削除するものでございます。これにつきましては、退職所得にかかる個人住民税の10%税額控除の廃止によるものでございまして、この特例は昭和42年から退職所得にかかる個人住民税が、翌年度課税から現年度課税に変更をされております。その結果、従来よりも1年早く徴収をされ、税額相当にかかる運用益が失われること等を理由に当時、当分の間暫定的な措置として導入をされた特例措置であります。

10%は当時の金利、一年定期で5.75%を考慮して決定されたという経緯があるようでございます。まあいずれに致しましても、当分の間の暫定的な措置であるにも関わりませず、制度導入から40年以上も経過していることや、最近の金利情勢を踏まえ、10%税額控除を平成25年1月から10年間廃止することとされたことによるものでございます。新旧対照表2ページをお開けいただきたいと思います。

附則の第22条、東日本大震災にかかる雑損控除等の特例でございます。この条文につきましては、昨年6月定例会に提案をし、議決をいただいた後、条

例の施行をしておるものでございます。通常、雑損控除等にかかる災害関連の支出の対象期間は、災害の止んだ日の翌日から一年以内に支出したものは対象とされておりますが、今回のような大規模災害が発生した場合は、復旧が一年以内で完了しないことが予想されるため、東日本大震災に限りませず、大規模な災害の場合には、3年に延長することとされております。これに伴いまして、条文の整理がなされたものでございます。次に、3ページでございます。

第25条、個人町民税の税率の特例でございます。これは新設でございます。復興財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、現行の均等割の標準税率3千円に500円を加算した3,500円とするものでございます。ちなみに県民税についても500円を加算するよう予定がなされております。改正条文をお開きいただきたいと思います。二枚目になります。

附則で施行日でございます。この条例については、公布の日から施行することとしております。ただし、第1号、附則、第9条、これは退職所得にかかる個人住民税の10%控除の廃止にかかるものですが、これは平成25年1月1日から施行することと致しております。

それと次の2号、これはたばこ税にかかるものですが、平成25年4月1日以降の売り渡し分からとするものでございます。

次に、第2条、町民税に関する経過措置でございます。平成24年12月31日までに退職をし、退職金の支給が1月1日以降になったものは、従前の例によるものとされております。次のページ。

第3条でございます。町たばこ税に関する経過措置でございます。平成25年4月1日前に貸した、すなわち販売保管をしていたたばこについては、従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 今、説明を受けましたが、ここに書いてあるのは25条で、町民税に500円を加算した額とするとありますけれども、実際には県民税の500円も加算されて1,000円が加算されるということでしょうか。そしてこれと一緒に政府から出されたものの中には、法人税の減税というのは出てきて

いないんでしょうか。

税務課長 お答えを致します。まず25条の個人町民税の税率の特例でございます。おっしゃるように町民税500円、先程説明で申しました県民税についても500円を加算されるということで、町県民税で1,000円加算がなされるということでございます。それと、二つ目の法人税関係のことをおっしゃられましたが、今回の分については、税条例を改正する影響はございません。地方税法等の改正で措置がなされるということでございます。

議長 他に質疑はありませんか。

3番 福田 町長の説明のところで、地方の防災に資する財源確保ということでしたけれど、この中で上がってきたものは、そういう財源として特別に上がってくるような予算立てになっているんでしょうか。まあ次年度になるんでしょうけど。

税務課長 まず、今のご質問の中で、25条の500円分につきましては、25年度の当初予算の中で個人均等割の分の500円加算分の均等割者の該当者数ですか、それが25年度予算には反映をしてくるものと思っております。それと退職手当については、毎年、毎年、退職者の方がどれだけおられるかというので、入ってくる町民税の額が違いますけど、仮に前年度と同じ人数で同じ金額だということになれば、一割ほど伸びるのかなと思います。以上でございます。

15番 山口 今の関連でございますが、防災に資するためという前提条件がついておけば、25年度からの予算に上がるというような説明でございましたが、当然、この値上げ分についてはですね、防災に資するという条件が付いておけば、当然、その防災に関する分の執行予算として計上されるのかどうかですね、それとも一般的な、いわゆる予算としてぶっこみと言ったら非常に失礼ですが、そういうかたちで、いわゆる予算に計上されるのか。ちょっとそこらへんをお尋ねします。

企画財政課長 予算の全体的なものとして捉えて、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。ざっと500円の増額に対して、6,000人の課税が仮にあったとして、300万円の増額が見込めるような理論上、計算になるわけですが、この300万円が防災にどのように措置するかということにつきましてはですね、具体的にまだ国の方から指示はあっておりません。しかし、考え

るに交付税の防災関係に基づく金額のはじき方として、その分が少なくはじかれてくるのではないかというふうに見込んでおりますが、これも私の予想でございますので、明確にこのような制度になりますという説明は、今のところできかねますので、その点、ご理解をお願いしとうございます。判明次第、また次年度の25年度の予算措置の中で、そのような説明等を情報を入手すれば、その点はお伝えしとうございますので、今の時点では定かではないということで、ご確認をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

1 2 番田口 今のようなかたちで500円の分は、何らかのかたちで国の方に吸い上げられると思われるとしてですね、たばこ税のアップ分についても、そのようなことが考えられるのでしょうか。

企画財政課長 国と地方のお金が入ってくる額が100としますと、その100の取り合いと言いますか、分配の仕方がですね、地方に回すと国の金は当然少なくなるわけですので、地方の税収を伸ばして、その分回さなくて良くなったお金を防災の方に振り分けるという手法がとられるのではないかという予測をしておりますので、しかしこれは私の今の予測ですので、これをどうですこうですというふうに議論をしていくとですね、間違った説明になろうかと思ひますので、若干、誤解を生じる向きもあろうかと思ひますが、少なくとも地方財政計画の中で、地方が収入と認めたものから基準財政収入額とかをはじいて、交付税をはじきだしますので、税収が多くなればその分、国から地方に流れる交付税が少なくなつて、その分の金が国として防災の方に振り分けられるという図式になるんだらうと思ひておるところです。国の役人の方が、制度を詳しく運用されると思ひますので、私の今の段階での説明は、この程度になります。どうぞよろしくお願ひします。

議 **長** これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

1 4 番久保田 川棚町税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。この条例は町県民税一律に1,000円を加算する。しかも10年間という予定です。負担能力の厳しい低所得者にとっては大変厳しい内容と言えます。子ども手当は減額され、住民税の年少扶養控除が廃止され、国民健康保険税も介護保険税も値上げされようとしています。さらには消費税の値上げも時間の

問題です。こういうふうな町民にとって厳しい税条例を、私は認めるわけにはまいりません。よって反対を致します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 どういうかたちになるか分かりませんが、何らかのかたちで震災の復興に資するという趣旨があるものと思いますので、賛成いたします。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから議案第11号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第11号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第18、議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」及び日程第19、議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」、議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定」について、及び議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」関連がございますので、

一括して提案理由をご説明致します。

まず、議案第12号の「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」でございますが、地域における日常生活の見守りや、災害に対する円滑な避難誘導などの体制づくりを推進し、誰もが住み慣れた環境で、安全、安心に暮らし続けることのできる地域づくりを推進するため、川棚町地域見守りネットワーク協議会を設置をするものでございます。

町内には、一人暮らし老人や介護が必要な方、あるいは災害時などに支援が必要な障害者など、約2,000人の要援護者がおられます。これらの皆様の日常生活と、災害時の避難支援の方策を構築するためには、行政のみならず、地域で暮らす町民の皆様方の支援と協力が必要不可欠でございます。そこで、この協議会は地域団体の代表者と行政職員とで構成し、地域における平常時の見守り活動計画と災害など非常時における要支援者の避難支援計画の策定などについて協議し、また地域団体のネットワークを調整するために設置するものでございます。

次に、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

本条例の一部改正は、議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」に伴いまして、同条例第3条に規定しています協議会委員の報酬等について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加する必要があるところでございます。また、本条例中、別表の社会教育指導員につきましては、これまで社会教育の指導者層の充実を図るために配置をし、さらに任用の条件として社会教育に関する識見と指導技術を身につけている者等があり、退職校長、教頭などの教職経験者を任用してきたところでございます。しかし近年では、直接指導によりふれあい教室の企画実施や教育委員会広報誌、スマイル21の編集、発行など、社会教育における補助業務の方が主となっております、専門性が薄れている状況となっております。このようなことから、従来のような社会教育指導員を配置する必要がなく、必要な時には社会教育の業務補助員として臨時職員で対応が可能なため、特別職の職員から、社会教育指導員を削除するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、議案第12号につきましては、住民福祉課長から説明致しますので、よろしくご審議の上ご決定いただ

きますよう、お願い致します。

住民福祉課長 議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」、補足説明を致します。

条例案をご覧下さい。第1条、設置と第2条、所掌事務については、町長が説明したとおりでございます。

第2条、所掌事務について補足を致しますと、具体的には平常時の見守り活動と災害など非常時における要支援者の避難支援計画を構築しようとしておりますが、その対象者は1人暮らし老人350人、要支援を含む要介護認定者500人、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳取得者900人、その他高齢者のみの世帯等でございますが250人、以上、2,000人の中から本人同意が得られる方について、見守り活動計画、個別避難支援計画を作成するものです。また、第3条に協議会は委員10人以内で組織するとしておりますが、参加をいただく町内の地域団体については、町消防団、総代会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、母子愛育班連合会、町社会福祉協議会を予定し、行政からは副町長他3名を充てることとしております。なお、見守り活動計画、個別避難支援計画については、全地区を対象に年次的に進めることとしておりまして、さらに情報の更新を行っていくために、本協議会は永続的に設置することが必要になります。

条例最後の附則につきましては、平成24年4月1日を以て施行することと致しております。

以上、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 1 番 小 田 この条例の文言の中にですね、地域におけるというふうに書いてありますけども、地域というのをですね、どの程度の規模で捉えておられるのかお尋ねしたいと思います。例えば自治会単位なのか、あるいは川棚町を4つに分けての東部、西部、南部、中部とかですね、その他、あるいは消防団単位なのか、その点の地域の捉え方をお尋ねします。

住民福祉課長 ただいまのご質問に関しましては、今後の協議会の討論にもよりますところですが、現時点では行政地区単位ということ想定を致しております。以上です。

1 1 番 小 田 行政地区でやるということでした。それからですね、

もう一点、協議会の委員10人以内ということで、先程発表になりましたけれども、この中にですね、例えば認知症などに詳しい専門職などが入ってらっしゃらないと思いますけれども、そういった委員の中に専門知識を持った方を入れられる考えはないのかお尋ね致します。

住民福祉課長 現時点におきましては、その考え方は持っておりません。今後の議論を待ちたいと考えます。

15番山口 非常に地域ネットワーク、この構想は素晴らしいものだろうと、良いものだろうと思います。ただこれが、この協議会というのはおそらく諮問機関か決議機関か、どういうふうな位置づけをされるかわかりませんが、もし諮問機関なのか、もしくは協議機関なのか、その性格がはっきり分かっておれば、まず教えていただきたいという点と、それからもう一つ一番問題なのはですね、おそらく協議会そのものがネットワークを立ち上げるわけじゃないわけです。現実に立ち上げるというのは、今の課長の答弁でいけば、それぞれ行政地区単位を考えていると、じゃあそうすれば実際にこれを立ち上げるのは誰かと考えたときに、これをどのように働きかけていくのか、このところが見えなければですね、正直、非常に失礼な言い方かもしれないんですけども、協議会でいくら熱心に協議してもですね、これは絵に描いた餅になってしまうと、まずそのところをどういうふうにか考えられているのか、協議会で決めて、「こういうことをやりますよお願いします。」で果たして可能なのかどうか。そういったところがどういうふうな手立てをしながら、実際に各地区でネットワークを立ち上げていこうと考えられているのか、その点をお尋ねします。

住民福祉課長 まず前段の諮問機関か協議機関かというご質問でございますが、これにつきましては、まず先程申し上げましたような機関の皆さんに投げかけをしまして、そのことを強く訴えをしまして、まずその認識を深めていただくということから始めていきたいと思いますが、諮問機関か、あるいは協議機関かの特定といいまじょうか、そこまでは現時点では進めていない状況であります。

あと、後段の現実には地域におろさなければ意味がないというような主旨のご質問だったろうかと思いますが、まさにそのように認識を致しております。まず、現時点でどのような取り組みがなされているかということの認識もある

かと思いますが、先程言いました中の民生委員児童委員協議会は、ある程度長い歴史がありまして、いわゆるネットワーク活動というものを全地区ではございませんが、すでに各地区でも伝統的に取り組んでいただいている地区もございます。そのようなところにつきましては、さらにこの協議会の考え方をもちまして訴えをしていきながら、地区への浸透を図ってまいりたいというふうに考えます。以上です。

4 番 堀 田 協議会の委員が10名、先程発表されましたけれども、消防団、それから総代会、民生委員会、その他ちょっとありますけど、これ平成24年4月1日から施行するというふうになっておりますけど、そういった会の方には十分な周知はされたうえでこういった提案でしょうか。ちょっとお伺いします。

住民福祉課長 本件につきましては、今年度から取り組んでおりますが、実際には今年度からの取り組みになっておりますが、すでにこの今条例の提案をさせていただいたわけですが、同じ主旨の内容で地域見守りネットワーク整備マニュアル策定委員会というところで、先程言いました同じメンバーでございますが、委員会のメンバーでございますが、その中ですでに一回の委員会を開催をさせていただき、一定のご理解をいただきながら進めております。以上です。

2 番 竹 村 先程、山口議員の質問に対して適切な答弁がなかったように思うんですね。やはり気になるのは特に災害児童の、いわゆる地域における実働部隊といいますかね、実際に弱者の方を救済できるような組織を立ち上げる、そこを作るための今回の協議会であろうと思うんですけど、地域における体制づくりというものをですね、どういうイメージを持っておられるのかお願いを致します。

住民福祉課長 先程の山口議員さんの質問に対しても多少答弁漏れがあったのかなと思いますが、改めて竹村議員さんの質問にお答えさせていただきます。

どのようなイメージかというところですが、まず対象となる方は、先程申し上げましたような約2,000人ぐらいと想定しておりますが、そのような方達の中から、まずこのことについてご本人の同意が必要かというふうに思っております。当然、いろんな状況の方がいらっしゃるわけですが、その中で例えばネットワークを作っているというようなご了解をいただけ

れば、すでに現時点で地域の中で見守り体制がある方については、その方の状況に応じて、さらにそれを広げていくということも考えておりますし、まったく新しくゼロから立ち上げていく必要があるという方も、かなりの数いらっしゃるかというふうに思いますので、その状況はそれぞれ違うかと思いますが、できるだけそれを広げていきながら、それを支援される方についても理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えます。

1 1 番 小 田 実はこの地域の見守りネットワークを私の地区では立ち上げようとしてがんばっているんですけども、なかなかデリケートな問題がありましてですね、先程言われました要援護者本人の同意が必要、ただし地域で取り組むときにはですね、あの人はよかって、助けて下さいって言わしたかね、言わっさんかねと、そういうふうなものすごくデリケートな問題も絡んでくるわけですね。ですからそこらへんを十分注意をして協議会の運営をしてほしいと思います。それからもう一つ、実際に我々の地域も3年ぐらい前から、この見守りということを書いてきたわけなんですけども、なかなか同意、地域の理解というのが得られずにですね、進んできませんでした。それで24年度から本格的に取り組むということにしております。そういった地区があればですね、例えばそれに対する、地区の事業に対する見守りネットワークづくりの補助金あたりも合わせて考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

住民福祉課長 小田議員ご指摘のように、これを作ろうとした場合には、何らかのデリケートな問題が発生するのではないかという危惧は多分に持っております。そのことにつきましては、地域の皆さんと一緒に知恵を合わせて進んでまいりたいと思っておりますが、後段の質問の、いわゆる補助金をというようなことにつきましては、現時点の中では、まだどのようなイメージになるのかという部分では、補助金の部分については、まだ描ききれておりません。今後の検討課題というふうに捉えさせて下さい。以上です。

町 長 今あの、関連して何人かの議員の方から質問があっておりますけれども、要は竹村議員がおっしゃったように、地域における体制づくりのイメージが、この条例では湧かないということだろうと思います。まさにそうだろうと思います。そこでですね、今この体制づくりのための地域ネットの、いわゆる体制を作るマニュアルを作ろうということで、現在その策定委員会を開催

しているわけですが、これには消防団の団長とか自治会長、それから民生児童委員の会長、そういった方々に集まっていたきまして、それと町の方では副町長を筆頭に、あと関係課長が入りましてマニュアル作りを今、進めておるところでございます。そういった会議の中で、どのような体制づくりができるか検討していった、そしてその中で地域におろしていこうと、そういう体制づくりをしておりますので、現時点では、まだ見えてこない部分がありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

1 4 番久保田 先程、午前中に町長が行政報告の中で、長崎県の原子力対策暫定計画、玄海原子力原発事故が起きたときに、松浦の人達が想定外の人数が一気に膨らむという想定をした場合、この方達に対するフォローというか、それもこの方達でなされるわけですか。町内の2,000名、同意のない人達が一気に膨らむという可能性があります、それもこれで対応されるのでしょうか。

町長 お答えします。行政報告で申し上げました、いわゆる玄海原発の事故を想定しての、いわゆる30km圏内にある松浦市民については、県の暫定計画で東彼三町に避難をしていくということでございます。これにつきましては、そういった県の計画があるという説明を受けただけで、具体的にどのような受け入れをするのかについては、もちろん県の方からも説明がありませんでしたし、町としてもまだ具体的には検討致しておりません。それは今後、検討をしていくということで考えておりまして、今提案をしております地域ネットワークですか、これとはまた別問題というふうにご理解を頂きたいと思っております。

議 長 ここで時間延長致します。

1 5 番 山 口 対象者が2,000人ぐらいおるという回答でございますが、じゃあこの2,000人というのは、どういふかたちで誰が掘り起こしていくのか、それから本人の同意を得てネットワークを作るんだと、じゃあこの同意を誰が得ていくのか、どういふ方法でするのか。そしてこの2,000人ぐらい対象者がおりますよと言ったときに、地区にこういう方の情報を出すのかというと、情報を出して下さいというと、今度は個人情報保護法がひっかかりますので、出せませんと。いろんな場で、今までいろんな話をしてきましたが、個人情報保護条例という厚い壁があって、いろんなかたちで、いろんな会合の場でも、それでだめですよというふうなかたちで押し切られていると。そ

ういうふうな保護条例の確かに除外規定はございますよね、本人の生命、財産に危害を及ぼす場合は云々と、災害時特例という除外規定がございますけれども、これについては除外規定はないんだらうと。それを適用されるのかどうか、こここのところがですねクリアされないと、誰が掘り起こして、誰が同意を得て、どういふふうなかたちでやっていくのかという、全く見えないと。ただこれで立ち上げますよと言ったときに、果たして地域で動けるのかと、非常に難しい面があると、そういった部分をどういふふうにするのかお尋ねしたいと思います。

住民福祉課長 ただ今の件に関しましては、ご指摘のとおり特に個人情報保護法あるいは条例の壁という部分が歴然とあるというふうには認識を致しております。ただ、その中でも今ご発言にもありましたように、災害時などの場合は免除されるという規定もございますので、そここのところにつきましては、ただ今先程申し上げました、町長の方からも説明しましたマニュアル作りの中でも、そこが大きな焦点だというようなことも認識を持っておりますので、そここのところをできるだけ協議会の中で討議をし合ひまして、詰めていきたいというふうには思っています。

それと、そのようなことからしましても、現実的には一番、キーパーソンとなり得るのは、やはり民生委員さんかなという感じは現時点ではしております。その中で地区であったり、他の団体であったり、それぞれサポートをし合ひていただいて、この主旨を広げていただくような努力を地域の中でも取り組んでいただくように、お願いをしてまいりたいというふうには考えます。以上です。

1 5 番 山 口 誰が掘り起こして、どういふふうにしていくかという部分の回答は全く無いんですけど、質問した分については、誠に恐れ入りますが的確にきちんとお願いをしたい。

住民福祉課長 地域におきまして、掘り起こしのキーパーソンとなられるのは民生委員さんではなかろうかと考えております。

議 長 これで質疑を終わります。ただ今議題としております「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」及び「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、さらに内容的に審査を加える必要があろうかと思われまますので、総務厚生委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思ひますが、これに

異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」及び「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、総務厚生委員会に付託し、審査することに決定しました。

議 長 次に、日程第20、議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」、提案理由をご説明致します。

今回の改正は、介護保険制度の第5期介護保険事業計画期間を、平成24年度から迎えるにあたり、保険料の見直し時期になりましたので、保険料を改定するにあたり、条例改正が必要となったところでございます。

新保険料につきましては、平成24年度からの介護報酬の改定が行われることと、第1号被保険者の増加等で給付費の伸びが予測されること、施設居住系サービスにおける待機者があるため、地域密着型サービスの増加が見込まれること、第1号被保険者の保険料負担割合が、第4期の20%から21%に改められたことなどから、上昇する要素を見込み算出した結果、第4期の保険料基準額5万4千円から7,200円を引き上げ、年額6万1,200円の設定となったところでございます。なお、2012川棚町高齢者対策基本計画策定委員会では、第4回の策定協議をお願いし、去る2月16日、最終日において基準額6万1,200円の設定については、賛同をいただいたところでございます。

詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」説明を致します。新旧対照表により説明を致します。3枚目をお開き下さい。

改正する部分につきましては、これまで第4期賦課年度から第5期賦課年度

となることに加えて、保険料率等の見直しを行う。また、条文の変更を行っているものがございます。

まず第3条でございます。これまでの賦課年度改正前21年度から23年度の分を24年度から26年度までということで改正するものがございます。それから第1号から7号まで、それぞれ段階ごとの保険料率の改正でございます。この中で、第4号、(4)ですね、に掲げる金額6万1,200円が基準額ということになります。第4期までの基準額5万4千円から7,200円の増ということでの設定ということになっております。第1号から第3号までが、低所得者に対する減額措置でございます。これまでと同様の賦課率ということになっております。それから第5号から第7号につきましては、同じく増額ということでの賦課率ということになります。

附則の第7条でございます。第5期の保険料率の特例措置と致しまして、第4号の基準額6万1,200円の対象者のうち、低所得者対策として設定されたものございまして、ここに該当する方々については、5万5,080円ということに定めているところでございます。改め分をお開きいただきたいと思っております。その前のページです。

附則で、期日でございますが平成24年4月1日から施行すると致しております。経過措置と致しまして、改正後の川棚町介護保険条例の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると致しております。それでは本日、お配りを致しておりました条例改正内容ということのA4の一枚と、色刷りでのA3の資料をお開きいただきたいと思っております。

第3条の分で、1号から7号まで説明をしたものを表にしたものがございます。一番右側の方が、1号、2号、3号の号数。それから課税、非課税の関係の分を所得区分等で掲げたものがございます。

次の欄が第4期、いわゆる平成23年度までの分の賦課率ならびに金額です。表の中程の第4号、世帯課税、本人非課税というところ、ここの分が賦課率で1.00ということで基準額ということになります。これを月額に直しますと4,500円から5,100円ということで、月額600円の増額ということになります。この基準額により第1号、一番上ですけれども、この対象者は賦課率が0.50で3万600円ということになります。2号以下については、そ

の賦課率を基準額に換算して金額が出てくるということになります。なお、第4号で附則で説明を致しましたが、平成20年度において、減額対象者を24年度から第5期においても、引き続き減額措置をするということでの負担軽減を図るものでございます。

次に、一つめくっていただいて、二枚綴りの広い方ですね。川棚町第5期介護保険事業算出についてということでご覧いただきたいと思っております。

保険料等の算出根拠を示しておるものでございまして、順を追って簡単にではありますが、説明をしたいと思っております。

一番左の上、第1号被保険者数の推移でございます。人口推計等については、国、県が示した一定のルールのもとにおいてはじいております。被保険者数全体は増加傾向にあります。それから65から74歳、赤の四角のラインでございます。この分については、61人増加をするという状況になります。75歳以上については、前期高齢者、いわゆる65から74歳に比べまして約5倍の増加数が見込まれるということでございます。

次に、2番、要介護支援の認定者数でございます。認定者全体は、平成23年度以降、増加傾向にあるという状況です。要支援、要介護はゆるやかではありますが増加し、サービス受給者は増加の傾向にあるという状況です。

真ん中のところのサービスの受給者数です。標準的居宅サービス受給者数、施設居宅サービス受給者数ともに増加傾向でございまして、また認定者数の増加に伴いまして、サービスの受給者数の増加が予測されるところでございます。

次に一番右でございます。4番の事業費でございます。一番の介護給付費、それから下の分の予防給付費の分でございますが、平成22年度、23年度で全体的に見てみますと、やや増加傾向にあるという状況です。内訳を見ますと居宅サービス、施設サービスともに増加をしている状況でございます。介護給付費は計画期間における要介護1から5の認定者に対する介護保険サービスの供給量を見込んでから、新規地域密着型の増加、それから各サービスの給付費の推計、ならびに積算をしたうえで計上を致しております。なお、介護報酬改定につきましては、10.2%の増ということでございますので、その分も加味して算出を致しております。

予防給付費につきましては、計画期間における要支援1、2の認定者に対する介護保険のサービスでございます。この分についても同様に推計し、積算を

しております。次のページをお願いします。

このグラフにつきましては、標準的居宅、それから標準的地域密着型及び施設居住系の居住費の比較の分でございます。第4期から比べますと、第5期は増加傾向で推移すると予測を致しております。特に、標準型居宅サービス、それから標準型地域密着型サービスの割合が高くなるということで予測を致しております。

次に、真ん中の方の標準給付費③でございます。介護保険事業費及び第1号被保険者保険料につきましては、計画期間における第1号被保険者及び要介護認定者数の見込み、さらに介護保険サービス及び地域支援事業にかかる費用見込み等をもとに算定を致しております。グリーンのマークのところですね、色でしておる分でございますが、標準給付費は3年間の合計で約34億円の給付費に対応する保険料の確保が21%と改められましたので、約7億2千万円ということになります。

次の4番の④でございますが、地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、保険給付費に対する上限枠が3%と定められております。3年間で約10億円と推計を致しております。この事業費も保険料の確保が21%ということになっておりますので、約2千万円ということになります。

以上のようなことから、第5期保険料を設定を致しております。一番下のところですが、5の第5期保険料でございます。これまでの説明から3年間の保険料の必要額につきましては、約7億4千万円ということでございます。調整交付金として交付される見込み額、準備基金取り崩し額、これは23年度の予算執行残を見込んでおります。財政安定化基金の取り崩し等によりまして、これは県からの交付金でございます。これを差し引いた額6億7,700万円と見込んでおります。この額を3年間の被保険者数1万1,295人で割り戻しまして、さらに12分の1にした分が月額基準額5万999円ということになります。これで第5期、5,100円の設定につきましては、施設サービスの増加、それから介護報酬の改定、それから自然増を含む給付費の伸びを推計したものでございます。第4期から600円の保険料の増額を見込み計上を致しております。

介護給付費につきましては、借入をしなくて済むように、また後の人達の負担にならないように積算をしておりますが、あくまでも推計でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 5 番 山 口 非常に素人の質問で申し訳ございませんが、今回、これだけ値上げするわけですよね。標準で年間7,200円ぐらいですか。これで、運用していったら、何年間ぐらい持つんですか。非常に素人のあれで申し訳ないんですが、果たして3年か4年しかだめなんですよと言われてたら、またその時点で値上げだと。そうすれば町民にとってみれば、いくらも長くないスパンで値上げの話ばかりだということで、いろんな気持ち的に、なんとなく減入ってしまうんじゃないかと。そういった観点から、今回の値上げで今の試算で何年間持つんですかと、そういう試算があればお答えをお願い致します。

健康推進課長 お答え致します。期間につきましては、3年ということに定められております。ですから、この介護保険ができたのが平成12年でございます。3年ごとに見直しをしていくということになっております。例えば、これで不足するようになると3年間のうちには値上げができないということになりますので、先程、最後に申し上げましたが、借入をしなければならない。借入をした場合には、翌期に、第6期にその分を上乗せして料金改定をしなければならないという状況にはなろうかと思えます。一応、3年ということに定められております。

1 4 番 久 保 田 これだけの値上げが行われるわけですから、収納率というか滞納率とか、そういうのはどのように見込まれているのでしょうか。

健康推進課長 収納率についてはですね、努力はしていくべきだろうと思えます。今までと同じように、そうひどくは収納率が下がらないと考えております。ただ、川棚町だけが改定するのではなくて、全国一律に改定ということになります。低所得者については減額措置というのもありますので、今までと同じような考え方をっております。以上です。

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題としております「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、さらに内容的な審査を加える必要があるかと思われまますので、総務厚生委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思えますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、総務厚生委員会に付託し、審査することに決定しました。

議 長 次に、日程第21、議案第15号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第15号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

国においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を決定し、地域自主性一括法が公布されたところでございます。その関係法律も平成24年4月1日付けをもって改正、施行となります。その関係法律の中で、公営住宅法及び同法施行令の一部を改正も行われ、入居者の資格のうち、同居親族要件は平成24年3月31日をもって削除され、今回の改正では入居者の資格として「一定の収入基準があることと、住宅困窮が明らかな者」が規定され、公営住宅には一定の収入があれば単身でも住宅困窮をされている方は入居できることとなります。川棚町営住宅管理条例につきましては、公営住宅法に基づき制定され、施行しておりますので、現状では町条例についても同居親族要件がなくなることとなります。このことは県内の各市町村とも対応を協議した結果、入居者の資格のうち、各自治体条例により、同居親族の要件を設け統一した改正を行うよう、意志決定をなされたところでございます。

本町も入居者の資格のうち、町条例により同居親族の要件を設けようとするものであります。また、老人、身障者、生活保護者、被災者等の社会的弱者の方は単身でも入居できるよう、条文に明文化して、今回、改正しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

建設課長 議案第15号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」改正内容の説明を致します。

今回の改正は、先程町長が申し上げましたとおりの改正内容でございますが、私の方からは改正条例文の新旧対照表で説明をしたいと思っておりますので、3枚目を開けていただきたいと思います。

川棚町町営住宅管理条例の改正前が右側です。左側が改正後でございます。この中に、先程、提案説明の中にありました第2章の公営住宅の管理として、入居者の資格要件が定められております。今回、公営住宅法の改正に伴いまして、その改正内容で同居親族要件というのがなくなります。そういうことから、公営住宅法でなくなる状況で、この公営住宅法を基に川棚町の町営住宅管理条例が制定をされておりますので、それによって変更が生じてきたものでございます。第6条の一行目の括弧以下の「老人」以降ですね、アンダーラインを引いておりますが、4号までが削除をするということになります。それと、1号のところアンダーラインをしておりますが、改正後のところです。「ただし」のところからは全部追加新設をする予定にしております。これについては、同居資格要件以外に単身者が、一般的に言います生活弱者が単身でも入居できるという項目でございます。この分を今回、明記をするわけです。これについては、施行令の中に謳ってありましたけれども、この施行令の条文も廃止、削除されることとなりますので、同居親族要件と合わせて単身者の規定を設けようというものでございます。

それと2号以下は現行のとおりでございます。二枚目に戻っていただいて、この川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例の附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというように規定をしております。

以上、補足説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第15号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第15号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第22、議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」一括して、提案理由を説明致します。

今回の条例改正につきましては、山道浄水場第7次拡張事業と猪乗川内簡易水道事業の上水道事業への統合に伴う条例改正であります。平成19年度簡易水道等施設整備補助の見直しにより、「統合すべきにも関わらず、統合しない簡易水道事業には補助はしない。ただし3年以内に統合または統合計画を示した簡易水道事業に限り、10年間は補助の対象とする。」とされたことから、平成21年2月12日に簡易水道事業統合計画書を提出しているところでございます。その中で、猪乗川内簡易水道事業につきましては、平成24年度に上水道事業に経営統合することと致しております。

一方、上水道事業では、平成24年度より山道浄水場第7次拡張事業を実施することとしているところでございます。この事業では、主に4事業を実施する予定でございます。

1、緩速ろ過方式に前処理装置を築造する。2、電気計装設備の更新。3、浄水池能力の増設。4、浄水場の浸水対策等を予定しておるところでございます。そのようなことから、今回、猪乗川内簡易水道事業と山道浄水場第7次拡張事業を合わせて行うために、川棚町水道事業給水条例及び川棚町簡易水道事業給水条例の改正が必要となったところでございます。また、変更認可申請の対象となる水源施設の変更に該当するために、現在、申請書作成事務を進めているところでございます。この変更認可申請書の提出時には、町の改正後の給水条例を添付しなければならないことから、議案として提案するものでございます。条例の改正内容につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」補足説明を致します。

まず最初に、議案第17号の方から、川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から説明致しますので、ご覧いただきたいと思えます。3枚目の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

第2条の表中、右が改正前、左が改正後であります。町長が先程申し上げました上水道事業への経営統合とすることによりまして、猪乗川内簡易水道を削除するものでございます。

次に、議案第16号の川棚町水道事業給水条例をご覧いただきたいと思えます。これも3枚目の方の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。右が改正前、左が改正後であります。

第2条第1項の給水区域で、左側の改正後を見ていただければ、五反田の次に、新たに猪乗を追加するものであります。

第1項、給水人口を1万5千人から1万4,500人に、また第3項の一日最大給水量を1万4,800 m³から1万1,300 m³に、それぞれ改正するものであります。この改正前の数字につきましては、昭和61年の山道浄水場第6次拡張事業の変更認可申請時に平成12年度を目標年度として定めたときの数字であります。改正後の数字につきましては、今回の山道浄水場第7次拡張事業と簡易水道事業を経営統合することで、目標年度を平成32年度として定めた数字であります。2枚目をお開き願います。

議案第17号も同様でございますが、附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 先程、町長の説明の中でですね、山道浄水場の第7次拡張事業との関連で、この条例を改正するんだよというような説明じゃなかったかと思うんですが、要は猪乗の簡水の中の猪乗地区を上水に統合するということだけじゃないかと思ひまして、猪乗地区に直接給水はされていないんじゃないかという観点からですね、その新しい年度で上がっております拡張事業との関連はどういうものか教えていただきたいと思ひます。

水 道 課 長 第7次拡張との関連でございますが、今川棚町の給水場の中では山道浄水場、町内では上水道、水道事業につきましては上水道事業が一カ所でございます。あとは簡易水道事業が猪乗と木場地区でございます。こういったことで、今事業運営を行っておりますが、先程から申し上げておりますように、国の指導によりまして、簡易水道事業につきましては、平成28年度までに上水道事業へ統合しなければならないということが示されまして、先程申しましたように統合計画書というのを県の方に提出致しております。そういったことで、来年はその計画の中で、平成24年度に、まず猪乗地区を管を繋がない経営統合でございます。木場地区につきましては、平成27年度に予定をしております。そういったことで上水道事業を将来的には28年度までには、上水道事業1本となります。そういったことで、当然、今川棚町の給水条例では、今申しております2項目が給水場の中では数字を掲げておりますものですから、当然、改正することとなりまして、今回、変更認可申請というものも県の方に提出しなければならないということもありまして、今そういう準備を進めております。今回、上水のこういった川棚町給水条例の中の1万5,100人と、一日最大給水量がですね変更になるものですから、そういったことで改正が必要ということで、今回提案させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

5 番 三 岳 私は、その統合とですよ、統合するとおっしゃったわけですね、平成28年度までに簡水含めて統合しますよと、しかしそのこと自体は、拡張、

今回の第7次の山道浄水場の事業とは直接関係ないんじゃないですかと私は聞いたつもりなんですよね。ですから、その絡みをどう関連付けていらっしゃるのかということをお答えいただければいいと思います。ちょっと答弁が違っていたと思いますけども。

水道課長 確かにおっしゃるとおり、事業には関連はございません。ですから、管を接続する訳じゃございませんので、あくまで簡易水道につきましては、猪乗も木場もそうなんですけれども、上水道と管を繋ぐわけではありません。給水、配水は今までどおりしていくんですけれども、そういったことで工事としては、管を接続する訳じゃありませんから、関係はありませんけれども、先程申しましたように、川棚町給水条例の中での、最終的には町全体の中に、最終的には水道事業としての取り組みと言いますか、猪乗も木場も将来的には上水道事業として、経営して、運営して、同時に運営していくということですので、そういったことでの関連の中で提案させてもらっているところでございます。

町長 私が議案第17号と、それから議案第16号、これが関連しますから一括して提案説明をしたわけでございます。その関連と言いますのは、今回、猪乗簡水を上水道に経営統合致しますので、議案第17号の猪乗地区簡易水道を削除するわけですね。それと、一方では給水条例に給水区域として猪乗地区を入れます。これが双方の関連ですね。先程、課長が言いましたように、事業そのものは経営統合だけでございますので、例えば給水人口とか一日最大給水量は変更はございません。ただし今回、水道事業給水条例で改正をしておりますのは、新年度から第7次拡張計画をするわけでございますが、そのためには第6次に認可を受けておりました事業計画、これの変更認可を受けなければなりません。その時に、現状に沿った給水人口、あるいは一日最大給水量を定めて申請をしなければ認可がおりませんので、今回、給水条例において給水人口を1万5,100人、それを給水人口を1万4,500人、それと一日最大給水量を1万4,800㎥から1万1,300㎥に変更をしようとする、そういった改正でございます。

以上、お分かりいただけたでしょうか。

議長 休憩します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 休憩します。

(…休 憩…)

議 長 再開を致します。

議 長 これより討論を行います。議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第16号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第17号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第24、議案第18号「字の区域の変更について（五反田郷）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第18号「字の区域の変更について」提案理由をご説明致します。

平成20年度から経営体育成基盤整備事業で実施しております五反田地区の区画整理と用排水路整備事業が、一部農道舗装付帯工を残し、平成23年度でほぼ完成致します。今回の字の区域の変更は、工事の実施により土地の区画が変更になり、従前の方法によっては字の境界が判然としなくなったため、字の区域を一部変更するものであります。

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について、議会の議決が必要となりますので、ご提案するものでございます。変更する字の区域は議案に記載のとおりでございますが、詳細につきましては産業振興課長が説明致しますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願い致します。

産業振興課長 それでは補足説明をしたいと思います。

今回の字の区域の変更は、先程、町長から提案理由がありましたように、五反田地区で行っています経営体育成基盤整備事業の実施により、土地の区画が変わり、水路、道路等が変更になり、従前の字の区域では不都合が生じること

になりますので、完成した土地の形状に合わせ、字の区域を変更しようとするものです。もともと従前の字界は、以前、五反田地区で行っております県営圃場整備事業の換地事務の際に、道路、水路に合わせて字の区域を設定したもので、今回24年度に、この区画整理事業が終わりまして、同様に換地事務を行う必要があります、このままであると不都合が生じますので、今回、道路、水路の計上に合わせて変更をするものです。議案中、字の区域を変更する土地の一覧については、区域を変更する字の名称の欄ごとに記載をしております。全て詳細については省きますけど、別添の図面を参照いただきたいと思います。図面ではちょっと小さくて見にくいかと思いますが、緑の線が現在の字の区域となります。赤の線が、今回、区画整理等によって形状変更により新しくなる字の区域になります。まず、議案の第1欄の東彼杵郡川棚町字木ノ下、五反田郷木ノ下の変更は、図面の右下、木ノ下という区域がありますが、その左下のちょっと見にくいですが、4,022が道路の形状が変更になったことにより、現状に合わせた結果、編入になります。その他、ここに同欄に上げている地番についても同様の理由からの変更になります。また、同じく木ノ下、右上の字三ツ丸に接する部分が大きく変更になっております。これは区画整理等で土地の形状が変わりまして、道路の法面が長くなったということで、変更ですが、議案の3つ目、三ツ丸の欄ですが、今度はこの三ツ丸に編入することになります。木ノ下の997の1、997の2、998、999のそれぞれ一部が編入になることを表示しております。このように以下、それぞれ次の欄の字相ソノ、字三ツ丸、字徳嶋、字八反間、字茶ノ木原、字麻生瀬、字ノゾキ田原においても同様の区画整理事業の実施により、字界にかかる現況が変更したことによる変更になります。

自治法第260条第1項の規定、字の区域の変更については、「市町村の区域内の字の区域を変更をするときは、議会の議決を経て県知事に届けること」と定められておりますのでご提案するものです。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 18 号「字の区域の変更について（五反田郷）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 18 号「字の区域の変更について（五反田郷）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第 25、議案第 19 号「長崎縣市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第 19 号「長崎縣市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について」提案の理由をご説明致します。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合を組織する外海地区衛生組合が地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 31 日を以て解散することに伴いまして、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となったため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

外海地区衛生組合が解散するに至った理由でございますが、外海地区衛生組合は、昭和 48 年に旧大瀬戸町と旧外海町の両町でし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同で行うために設立されたもので、市町村合併後は構成する西海市と長崎市とで運営を行っていましたが、それぞれの市でし尿処理が可能となったことから解散についての協議をなされ、解散することとなったものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、補足説明を総務課長から致しますので、ご審議の上ご決定下さるようお願い致します。

総務課長 議案第19号「長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」補足説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をさせていただきますので4枚目を開いていただきたいと思います。

右側が現行で、左側が改正案ということになっております。現行の方、別表第1、第2条関係とありますけれども、これあの組合を組織する組合市町村でございます。ここから中程にあります斜線を引いておりますけれども、外海地区衛生施設組合、これを削除するものでございます。

次に、3条第1号に関する事務、これあの組合の共同所有する事務でございますけれども、3条1号と言いますのは退職手当に関する事務の分でございます。これから削除するという事です。次のページをご覧ください。

次が3条第9号に関する事務でございます。これからも外海地区衛生組合を削除するという事でございまして、これは公務災害の補償、通勤による災害補償に関する事務の分でございます。次のページをお開き願います。

3条第13号に関する事務でございます。これは職員の研修に関する事務でございまして、これからも外海地区衛生施設組合を削除するという事でございます。

施行日についてでございます。改正条文の方の3枚目です。附則ですが、この規約は平成24年4月1日から施行することと致しております。

以上、補足説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定下さるよう、よろしくようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第19号「長崎県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第19号「長崎県市町村総合事務組合同規約の規約の一部を変更する規約について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会と致します。お疲れ様でした。